

平成 16 年度 卒業論文

ジェンダーの呪縛：
性同一性障害の事例からみる
ジェンダーとセクシュアリティの関係性

山形大学教育学部

学校教育教員養成課程小学校教育系社会科教育専攻

川田 貴之

目次

序章 インTRODakションー本研究における主張と射程.....	1
第1章 先行研究の把握と概念整理.....	4
1.1. ジェンダー論とセクシュアリティ論.....	4
1.1.1. ジェンダーに関して.....	7
1.1.2. セクシュアリティに関して.....	10
1.1.3. ジェンダーとセクシュアリティの関係性に関して.....	13
1.2. 性同一性障害に対する社会学的アプローチの可能性.....	14
第2章 事例への接近と考察.....	17
2.1. 性同一性障害をめぐる現状について.....	18
2.2. 性同一性障害の当事者として生きるということ.....	23
2.2.1. セックスについて.....	24
2.2.2. ジェンダーについて.....	29
2.2.3. セクシュアリティ（性愛）について.....	34
2.3. ジェンダーとセクシュアリティの関係性.....	42
第3章 セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチ.....	47
3.1. 学校教育におけるジェンダー概念とセクシュアリティ概念.....	48
3.2. セクシュアルマイノリティを扱った授業実践例の検討.....	60
第4章 まとめー結論として.....	66
4.1. 性同一性障害の事例から明らかになったこと.....	66
4.2. 性の多様性を認める社会.....	68
終章 おわりにー全体のまとめと今後の課題・展望.....	70
文献.....	72

序章 イン트로ダクション—本研究における主張と射程

性についての議論は、近年盛んになる一方である。

ジェンダーをめぐるのは、「男女差別の撤廃」や「女性解放」などといった以前からのローガンはもとより、最近では「男女共同参画社会の実現」という新たな指標が打ち立てられ、以前に比べてより高度な次元でのアプローチがなされていると認識している。

また、セックスをめぐるのは、遺伝子研究の領域で「XY＝男性／XX＝女性」という二分法が不正確であることが示されて以来、「多様な性の在り方を認める」ということが重要視されてきている。「人間の性はグラデーションであり、人の数だけ性がある」とまで言われようになってきているのだ。これは、更にジェンダー論とも結びついて「性を男女の二つに区分すること自体が否定されるべきものなのだから、男らしさ／女らしさではなく自分らしさを大切にすべきだ」という主張がなされてきている。

そして、性を語るにあたってはもう一つ重要な概念がある。それはセクシュアリティである。性愛欲求や性的な指向性などの体系を示すとされるが、一般にはあまり認知されていない用語であり、実体を把握するのが難しい。しかし、我々に非常に身近な概念ではあることには間違いない。このセクシュアリティ概念も含め、現在では人間の性をとりまく諸現象を「性現象」と総称する場合もある。この性現象を構成する要素には、なにか関係性があるのだろうか。

そこで、本稿ではある事例に着目した。「性同一性障害」の事例である。現在、ジェンダー論の中で展開されている論理は、先に紹介したような「男らしさや女らしさにとらわれずに生きよう」というものが主流である。しかし、性同一性障害の当事者が求めているのは、むしろそういった「らしさ」なのではないだろうか。

彼らは、自分が男性にも女性にも属さない中間的な存在（グレーゾーン）であるということに葛藤しながら生きている。同時に、外見によって周囲から強要される「らしさ」とも葛藤しながら生きている。このような葛藤を日常的に抱かなければならない性同一性障害当事者の究極的な主張は、「自分を偽ることなく、自らの性自認にのみ従って生きる」ということである。FTM（Female To Male：女性から男性へ）の場合であれば「男性らしく」、MTF（Male To Female：男性から女性へ）の場合であれば「女性らしく」生きることこそが、彼らにとっての至上命題なのである。そこに人間の性を「男性か女性か」という二元論でとらえる必要性が生じているとも考えられる。

また、性の同一性が確保されていないいわば混乱の中で、当事者が自らのセクシュアリティをどのように認識しているのかという部分もおおいに興味深い点である。性の所在をめぐる葛藤や精神的な揺らぎとでもいうべき状況が、個人のセクシュアリティの構築にど

のような影響を与えるのかという考察は、ジェンダーとセクシュアリティの関係性を明らかにする上で極めて有効であると考えている。そして何よりも、性同一性障害という事例に対して社会学的なアプローチを試みるということ自体が、意義深いものということができるだろう。

以上より、本稿における主張と射程は次のとおりである。

第一に、性同一性障害の当事者に関する事例研究を進めるということである。先行研究の検索をした際に感じたのは、性同一性障害に関する社会学の研究事例が非常に少ないということであった。性同一性障害が精神疾患であることから医学論文が多かったのだが、ジェンダー論やセクシュアリティ論の観点から、社会学的に「性同一性障害」という存在をどう捉えるのかといったことはあまり論じられていないようであった¹。

もちろん、セクシュアルマイノリティの研究がこれまでなされてこなかったわけではない。しかし、従来の研究で想定されているのは専ら同性愛者であり、性的志向性（性愛対象）をめぐる問題の方が濃く描かれているような気がする。性同一性障害の当事者もセクシュアルマイノリティの一員として認知されている以上、彼らを抜きにこの領域を研究していくことはできないだろう。また、これまでの範疇（同性愛者の範疇）で考察されてきたことが、性同一性障害の事例にも適用できるかどうかという検証が必要になるかもしれない。単に彼らの実際生活の様子や訴えを把握するだけでなく、（やや挑戦的ではあるが）社会学的な考察対象として性同一性障害の当事者を位置づけることが可能かということをも明らかにしていく意味でも、今回の事例研究の意義は大きいと考える。

第二は、ジェンダーとセクシュアリティの関係性を性同一性障害の事例から考察することである。この考察にあたっては、特に「当事者が自分のセクシュアリティ（性愛）をどのように語っているのか」という部分に着目していく。彼らが自らの体験を綴った自伝や手記には「自分のことを“同性愛者だ”と思い込んでいた」という言説がみられる。このような記述は、当事者たちのセクシュアリティをめぐる揺らぎを象徴しているようにもとれる。すなわち「ジェンダーの領域で自らの性自認をめぐる葛藤していると考えられる性同一性障害の当事者は、実はセクシュアリティの領域（性愛の問題）としての悩みも抱えていた」ということが読み取れるのである。この点から、ジェンダーとセクシュアリティの関係性について考察を試みる。

第三に、セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチの可能性を模索することである。これは、本稿が社会学の領域に属する論文であることからすれば、明らかに射程外のテーマであり教育学の領域を侵犯しているという批判がなされることは必至である。しかし、本稿は概念的な検討に終始するタイプの論文であり、その考察の結果を直

¹ 社会科学の領域からは、法学的なアプローチが認められた。これはおそらく「男女共同参画社会基本法」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が整備されたことによるものと考えられる。

接社会的実践に還元するということが困難である。そこで少しでも本稿の研究成果が役立つことがあればという思いから、この教育的アプローチについての検討を行う²。

² 社会学という学問は、「考察の結論が人類にとっての実践的な利益とならないならば、その試みには何の意義があるのか」というような痛烈な批判を浴びることがある。ここで目指したいことはそういった批判への対処策でもあるのだが、教育論と結びつけたのは本稿筆者の個人的な事情にもよる。それについては後述する。

第1章 先行研究の把握と概念整理

1.1. ジェンダー論とセクシュアリティ論

はじめに、本稿の中心概念であるジェンダーとセクシュアリティ、そして両者と密接にかかわっているフェミニズムが、学問領域あるいは研究領域としてどのように位置づけられているのか。そして、本稿ではどのように捉えるのかを明らかにしておく必要がある。

上野千鶴子（1995）によれば、ジェンダーという概念は、1970年代フェミニズムが「変えることのできないとされた性差を相対化するため」に持ち込んだ「概念装置」であるという。そもそもフェミニストたちが目指した到達点は、“女性”か“男性”かという身体的な違いによって、前者は社会的な生きにくさを強いられ、後者は支配階級の特権を付与されるという差異と差別の構造を打破することにあった。いわゆる第一波フェミニズムによる女性解放の思想である。しかし当時は「人が、社会的に“支配・所有の性”である男に生まれるか、“従属の性”である女に生まれるかは人間にとっての宿命である」という主張が強くなされていた。上野は、フロイトの心理学説に基づくこのような性の捉え方を「解剖学的宿命」と呼んでいるが、ここで着目すべきは図1に示した図式である。

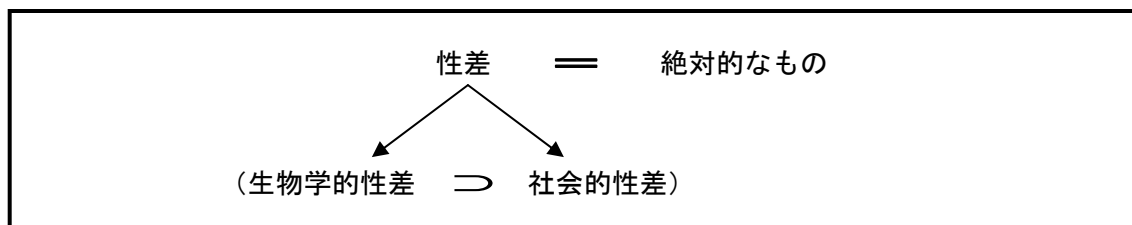


図1 解剖学的宿命説における性差

解剖学的宿命説においては、性差を現在のように「生物学的なもの」と「社会的なもの」に分けるという発想自体がなく一体のものとして捉えられていた。たとえこれらが区分できたとしても、社会的に期待される役割（性役割・社会的性差）は、生物学的な性差に基づいた絶対的なものとして疑わなかったのである。

これに対して、フェミニストが女性解放という到達点を目指すためには、性差そのものの存在を疑いフロイトの立場と対立しながらその絶対性を揺り動かしていくことが必然であった。

フェミニストは、“性差を超えよう”とする立場の主張から、まず生物学的性差と社会的性差を切り離す。そして、これらが一体のものであるという解剖学的宿命説の前提を崩す

ことによって性差の絶対性を否定しようとした。この切り離された社会的性差こそが「ジェンダー」である。すなわちこの概念は、性差の絶対性を大きく揺り動かして相対的なものへの転換をはかるためにフェミニズムの戦略として登場してきたといえることができる。これが「戦略としてのジェンダー」である（図2参照）。

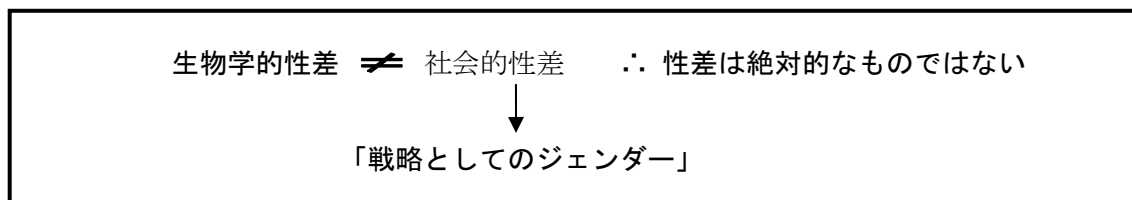


図2 戦略的な性差分割

更に上野（1996）は、このようなジェンダーの登場が「セクシュアリティの社会構築性」をも明らかにしてきたと述べている。我々が抱く、同性・異性という他者それぞれへの“性のイメージ（ジェンダー）”が社会的に構築されたものであるならば、その構築物に向けられる我々の“性の意識や認識（セクシュアリティ）”も、また構築されたものであるという論理である。特に、ゲイ・スタディーズが「フェミニズムによる『異性愛』の脱『本質』化」すなわち“異性愛規範が人間にとっての本質ではない”ということをも明らかにした成果から恩恵を受けている点について言及し、フェミニズムの運動が「ジェンダー（研究）」と「セクシュアリティ（研究）」の両者を構築してきたという関係性を説いている。

これは、フェミニズムがジェンダー（論）とセクシュアリティ（論）の生みの親とでもいべき位置づけであることがまとめられているといえるが、このような三者の関係性は揺らいできているようにも感じられる。

たとえば加藤秀一（1998）は、ジェンダーがフェミニズムによって戦略的に一体的性差から分離されたことは性差の相対性を主張するのにそれなりの役割を果たしたと言えるかもしれないが、「生物学的性（Sex）対 社会的・文化的性（Gender）」という二項対立の図式をつくりだしてしまったことには問題があると指摘している。それは、この図式が「Sexの不変性」をも定義してしまったということである。加藤は次のように述べている。

Sex というカテゴリーを温存することによって、かえって性差の自然史的決定論にも道を拓くことになったのである。（加藤 1998:113-114）

一体的性差から区分されたジェンダーは、相対化できる性かもしれない。しかし、セックスは生物学的・医学的見地から言って揺り動かすことのできない区分であり、人間の性質として絶対的に異なる差異である。

第1章 先行研究の把握と概念整理

このように、性差が自然科学の領域において人間の本質として語られることに特権的な地位を与えたのは、性差を分化しセックスというものの存在を残してしまったことが要因であると考えられるのである³。

また、現在のフェミニズムをめぐっては、活発にその主張がなされていた時代とは対照的に議論の下火が指摘されている。いわゆる「ポスト・フェミニズム」の議論である。

竹村和子（2003）によれば、この傾向は“フェミニズム自身が自己への問いかけを行う「自己定位」によるものである”という。そして「ポスト」と名づけられたことは必ずしも「終焉」には結びつかないという立場にたち、改めてフェミニズムを捉えなおそうという議論再構築の試みを行っている。あるいは、菊地夏野（2002）も“フェミニズム”と“終わり”を結びつける論が多い現状をふまえた上で「いま直面しているのは『終わり』ではなく、問題の深化」（菊地 2002:101）であるとし、“フェミニズムの逆説”をテーマとしながらジェンダーとセクシュアリティについてアプローチしている。

すなわち、現段階においてはフェミニズムという議論の基盤や位置づけについての再考が求められており、それだけで問題が独立事象となっているのである。

ジェンダー論／セクシュアリティ論／フェミニズムという三者に、密接な関係があることは事実である。しかし、それらの相互関係はもはや「強固な連携」ではなくなってきたことも見落としてはならない。

よって、本稿ではこれらをそれぞれに独立の問題意識で捉え個別の概念として扱っていく。論点は、性同一性障害の事例からみるジェンダー論とセクシュアリティ論の関係性についてである。

性同一性障害という事例を扱う意義に関しては後述するが、内容としては概念的な問題とそれを規定する周辺領域が対象となる。よって、ジェンダーを取り巻く“何か”を主題としたような領域（例えば、「フェミニズムと労働」「ジェンダーとメディア」など）を扱うのではない。こういった問題群は「戦略としてのジェンダー」が更に独立した領域としての立場を獲得し、ジェンダー概念を用いて社会的な事象を考察していこうとする試みが主流のものとなって成立した問題関心である。ゆえに、それ以前の概念規定を扱う段階では排除されるべきものであろう⁴。

繰り返しになるが、本稿では概念としてのジェンダーとセクシュアリティ“そのもの”および両者の“関係性”などについて考察をしていく。問題の所在をジェンダーとセクシュアリティという二者に見出している以上、本稿はフェミニズムの論文ではないし、筆者自身もフェミニズムについての研究を試みているわけではない。

現代におけるジェンダーとセクシュアリティの問題は、古典的なフェミニズムからは乖離した次元に設定されており、それぞれに独立した領域なのである。

³ これに関して加藤は“自然科学の知の体系も社会の構築物（エピステーメー）であり普遍的・客観的な真理などではない”という立場をとりフェミニズムを擁護しながら議論を進めている。しかし、彼がフェミニズムの功罪を明らかにしていることは否めない。

⁴ このことは、戦略としてのジェンダーが社会学で考察を行っていく際の一つの視点（道具あるいは指標）としての役割を果たすようになったということができる。これを「視点としてのジェンダー」としておく。

よって、これから論を進めていくにあたっての当面の意識として、フェミニズム理論とは切り離されたところにある「ジェンダー論」「セクシュアリティ論」「ジェンダー／セクシュアリティ関係論」を想定していることを予め断っておく。ゆえに先行研究としても、「ジェンダーに関するもの」「セクシュアリティに関するもの」「ジェンダーとセクシュアリティの関係性に関するもの」という三点に絞り、以下それぞれに項目を立てながらみていくこととする。

1.1.1. ジェンダーに関して

いわゆる「ジェンダー研究」と呼ばれる領域に含まれるであろう先行研究は、極めて膨大である。それは、ジェンダーがフェミニズムの産物であることを鑑みれば、フェミニズムの思想家たちが積み重ねてきた議論の蓄積と、それに伴う一定の成果をもたらした議論の進展であるといえよう。しかし、その中から本稿が求めるような先行研究を抽出しようとすると、そこにはある程度の困難が予想される。

館かおる（1998）は、ジェンダー概念成立の系譜を跡付けしていくなかで「ジェンダーについての個別事象の研究は、多々うまれてきたが、『ジェンダー概念の成立と展開』という視点から概観した論考は少ない」（館 1998:85）と記している。館のこの論考自体も、ジェンダー概念の成立過程を把握する上で、非常に有益な示唆を与えてくれるものと考えられるのだが、その執筆者が自らの考察の拠り所とするべき先行研究の少なさをすでに指摘しているのである。本稿においてこれから試みようとしている類の議論は、ジェンダー研究におけるメタ的な要素を含むため概念検討などの抽象論が多く、根本的な問題を扱っておりかつ優れた研究を列挙するととなると希少になるのかもしれない。

しかし、館はそのような状況下にあっても、上野千鶴子の「差異の政治学」及び荻野美穂の「女性史における〈女性〉とは誰か—ジェンダー概念をめぐる最近の議論から—」については、先駆的な研究として一定の評価を与えている。特に前者は、本論でもすでに引用し参考としていることから分かるように、筆者も重要な論考の一つであると認識している⁵。

ジェンダーについての大まかな概観と位置づけはこれまでも記してきたのだが、ここではより具体的に概念に迫っていくために、上野と館に関わる議論の概括を導入とし、ジェンダーそのものの発見や定義づけ・概念形成の問題についての確認を行っていく。

上野（1995）は、セックスとジェンダーのずれを指摘し問題化した人物として、ジョン・マネーとパトリシア・タッカーの名を挙げている。二人は性転換希望者の診療や相談を通して、性自認の強固さが肉体を変更する原動力となっていることをつきとめた。すなわちセックスとジェンダーとは別のものであるということと、ジェンダーがセックスを規定するほどの拘束力を持っていることを明らかにしたわけである。

⁵ 上野論文に関しては、文献一覧を参照のこと。荻野論文に関しては、本稿の執筆自体には用いなかったものでここで出典を示しておく。

荻野美穂、1997、「女性史における〈女性〉とは誰か—ジェンダー概念をめぐる最近の議論から—」田端泰子・上野千鶴子・服藤早苗編『ジェンダーと女性』早稲田大学出版部、115-134。

第1章 先行研究の把握と概念整理

このジェンダーの発見は、生物学的な性差の還元に一石を投じる役割を果たしたが、新たな問題も生んだ。その一つが、先に加藤の議論をひいた「セックスと性差の絶対化」である。

江原由美子は、セックス自体の可変性や社会的文化的構築性を考慮し、(教科書的ではあるが)ジェンダーを「当該社会において社会的文化的に形成された性別や性差についての知識」(江原・山田 2003:13)と定義している。このような定義を採用することにより、自然科学の研究成果によって“社会的文化的”に規定された知としてのセックス概念も相対的なものとして位置づけることが可能となる。生物学的性差に社会的性差が含まれると考えられていた時代に比べると、まさに逆転の発想である。この捉え方に関しては図3のように示すことができるだろう。

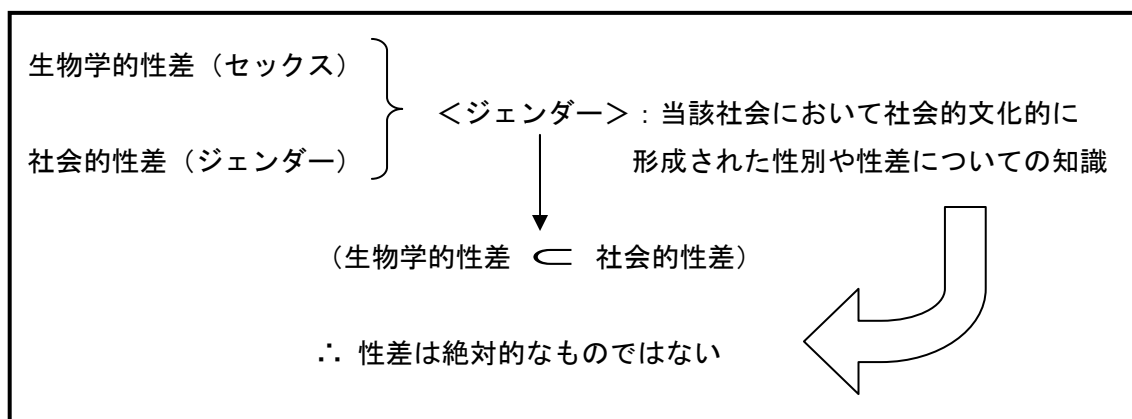


図3 現在のジェンダー定義

ジェンダーの発見による別の問題としては、「性の差異化」の問題が挙げられる。すなわち、ジェンダーとは人間を男女に区分する行為 (= 差異化) そのものであるということがいわれるようになったわけである。そこでは男性を標準型として、その型に当てはまらないものを女性としてカテゴライズする仕組みが成り立っているという。つまり、常に女性は差異を強調されて社会的に存在することになるわけである。

ここには男性と女性の明らかな非対称性がみてとれる。その場に存在する人間を「男か女か」ではなく「男であるか男でないか」で判断しようとするジェンダーには、女性に対する権力が備わっているともいえる。このようないわゆる政治性に着目してジェンダー研究を推し進めてきた立場においては、「差異の政治学」というべき理論が展開されている。

舘 (1998) は、ジェンダー概念の形成過程についてここで確認した二つの系譜によることをまとめている。すなわち、マネーとタッカーの発見に始まるとされる『性自認形成要因』を示すジェンダーの系譜」と、差異の政治学のような『性別の権力関係を分析する』ジェンダーの系譜」である。

更に舘は、ジェンダーという語が用法としてどのような使われ方をしているかに着目しその検討も行っている。これは、ジェンダー概念の用いられ方についての実際的な研究で

あるということができる。具体的には、政府・行政が男女共同参画政策の中でしばしば用いている「ジェンダーに敏感な視点」という用法、地方行政や学校教育の場で広がりつつある「ジェンダー・フリー」という用法、そして学問的な研究の場で用いられるようになってきている「エンジェンダリング（ジェンダー化）」という三つの用法についての分析を試みているが、その根底にあるのは社会構築主義の立場であり、いずれの用法においても“性別は社会構築されたもの”という思考方式や視点に立っていることをまとめている。

このように、ジェンダー論はその発見から現在に至るまで、様々な概念形成の過程を経てまた定義しなおされることによって発達してきた。しかし、学説史的には他の社会科学領域に比べると新参者であり、これからの発展も期待されている。

瀬地山角（1995）は、ジェンダー研究の現状をふまえた上でこれからのジェンダー論の課題について述べている。本節冒頭でも確認したように、ジェンダーという概念は女性学やフェミニズムといった「親」が存在したからこそ成立しえたことは否定できない。しかし、そういった「親」の業績を重んじながらも、ジェンダー論としてのアイデンティティを今以上に強固なものとしていくには、女性学・フェミニズムの抱えてきた問題との対峙も不可避である。すなわち「ジェンダー論には女性学やフェミニズムの持っていたある種の限界を突破していくことが期待されている」（瀬地山 1995:241）のである⁶。

また「視点としてのジェンダー」による研究も盛んである。

例えば、朝日新聞社発行のアエラムック「ジェンダーがわかる。」（2002）においては、ジェンダー研究の第一人者ともいべき人材がそれぞれの領域についての一般的理論を入門編として紹介している。その中では、ジェンダーそのものへのアプローチも当然紹介されているのだが、「ジェンダーから社会を考える」あるいは「ジェンダーから文化を知る」と銘打って列挙されている項目の方が豊富なのである。たとえば、教育とジェンダーの立場からは木村涼子、男女共同参画については法学的なアプローチも含めた立場から大沢真理、家族問題については山田昌弘、メディア文化（特に映画や雑誌）とジェンダーについては坂本佳鶴恵などである。また私的な印象ではあるが、「視点としてのジェンダー」を最も鋭敏化させたテーマで社会学の学問対象の広さを象徴していると感じたのは、佐々木陽子による戦争とジェンダーや、北川純子によるポピュラー音楽とジェンダーであった⁷。

本書は学術書籍ではない。高校生などを対象とした様々な学問への入門書で、「〇〇学がわかる」というシリーズの一つであるが、学問の体系的な構成や最近盛り上がりを見せている研究領域などを一覧して知ることができる内容となっている。そのような入門書からも「視点としてのジェンダー」研究の進展をうかがい知ることができるのである。

⁶ 本稿が提示した「ジェンダー論／セクシュアリティ論／フェミニズムの分割」という位置づけは、このような瀬地山の主張にも通じるところがある。

⁷ これに対して、ジェンダーそのものへアプローチとしては、総論的にジェンダー研究を語っていた上野千鶴子、本質主義と構築主義の立場から加藤秀一、セクシュアリティの領域から田崎英明、性的自己決定権については江原由美子、男性学の立場から伊藤公雄、フェミニズムとジェンダーの関係性については瀬地山角などが担当していた。この研究者たちの担当からも、本稿の位置づけは明らかである。

ジェンダー自体が主題というよりはジェンダーという尺度を用いて何か別の対象を研究するというタイプの議論の方がウェイトを占めてきている傾向をみると、これからのジェンダー論の発展可能性は、こういった領域の研究成果とそれに付随する問題群の存在によるところが大きいのかもしれない。

1.1.2. セクシュアリティに関して

次に、セクシュアリティの概念についてみていく。一般的な言葉の認知度の問題として捉えた時、先ほどのジェンダーに比べるとセクシュアリティという単語はあまりよく知られてはいない。それは、ジェンダーが（旧来のものではあるが）「社会的・文化的性」という比較的明確な定義づけで認識されているのに対して、セクシュアリティの定義づけは未だしっかりと確立していないためであると考えられる。

上野（1996）は、様々な辞書からセクシュアリティの定義を引用しながらそれらを比較検討して、この概念の定義づけの困難さを検証している。そして上野自身は、セクシュアリティという語を「無定義概念」として特別な定義を与えていない。ただし「セクシュアリティは生理的な現象であるよりも心理・社会的な現象であり、文化によって学習される」（上野 1996:5）と述べており、社会構築主義の立場からこの概念を位置づけようとしていることだけは明らかである。

上野のこのような試みが象徴しているのは、セクシュアリティという概念へのアプローチ自体が希少であり、セクシュアリティはその分未開拓の領域として存在しているということであろう。研究者の間でも議論が分かれており、これをテーマとした具体的な研究は少ないということがうかがえる。

しかし、「セクシュアリティ＝無定義概念」のままでは本稿の執筆を続けていくにあたって混乱が生じかねないので、前項のジェンダーにならって教科書的な定義をひきたい。

山田昌弘は、性別にかかわる現象の多様性を説き「性別はどのように把握されるか」という議論を紹介していくなかで、性別現象を四つのレベルに分けて考察している。そのなかの一つとして「セクシュアリティ」が位置づけられているのである⁸。そしてこの「セクシュアリティとしての性別」については次のように述べている。

人間には、他人の身体や存在を強烈に求める欲求が存在する。その際、求める相手の性別に関しての指向性をセクシュアリティとしての性別と呼んでおく。（江原・山田 2003:22）

⁸ 他の三つの項目としては「身体的性別」「性自認」「性役割」が挙げられているが、ここではセクシュアリティのみを取り出すこととする。

なお、セクシュアリティ概念を把握する際、このように性別現象あるいは性別構成要素の一区分としてセクシュアリティを位置づけるのは、性別多元論では一般化しつつある。

すなわち、セクシュアリティとは「他人の身体や存在を強烈に求める欲求」の対象としてどういった性別の相手を求めるのかという部分が重要な要素なわけである。ここで意図されていることは、いうまでもなく異性愛と同性愛の問題であろう。

セクシュアリティ研究は、大部分においてゲイ／レズビアン研究の進展による成果を共有しているといっても過言ではない。むしろ、セクシュアリティ研究とゲイ／レズビアン研究をどのように分割するのかという問題もある。両者が同義か否かという議論自体をここではするつもりはないが、指摘したいのは「性的な指向性」を問題とするゲイ／レズビアン研究が「他人の身体や存在を強烈に求める欲求」についての問題を扱うセクシュアリティ研究と同じ範疇で把握される場合があるという点である。すなわち「他人の身体や存在を強烈に求める欲求」というのは単純な“身体的欲求（身体接触に関する欲求）”であるはずなのに、なぜ「性的な指向性」という“性愛欲求（性欲）”と同義化されるのかという問題提起がここでなされるわけである。

これについては、欲求体系を一つひとつひも解いていくことで明らかにすることができると。特に「性愛欲求（性欲）とは何か」というような根源的な問いを立てることによって、そういった概念がどのように社会構築されてきたものであるかを解明する議論が主流だが、ここでは加藤（1998）の主張などを参考にその過程をまとめてみたい。

性愛欲求（性欲）は「身体接触に関する欲求」に基づくものである。この身体接触に関する欲求は、食欲や睡眠欲などと並置される身体的欲求の一つで、例えば親が生まれたばかりの赤ん坊を手に抱いて優しく頬擦りをしたり、友人との別れ際に友情を確かめるようにしっかりと握手をしたり、小さな子ども同士がじゃれあったりする際に働いているものであると考えられる。そしてこれらの事例と同じレベルのものとして、自分の性愛対象である人間の身体に触れたいというような事例も設定できるのである。

だが、この「自分の性愛対象である人間の身体に触れたい」という欲求にもいくつかの形態があると考えられる。たとえばある者は禁欲生活を行っているかもしれないし、ある者は自慰行為をしているだろう。またある者は同性に対してそのような欲求を抱くかもしれないし、またある者は異性に対して抱くかもしれない。このように、元々この欲求の形態には様々なものが含意されていたと考えられる。

しかし、そのような様々な形態のなかから更にもう一段階特権的に突出する形態が存在する。それは、生殖行為を通じて“種の保存”に関わることが可能な形態（すなわち異性に対する欲求）である。近代においては国家の領土拡張・富国政策・経済発展等のために、人口の管理（国民人口を増やす）ということが至上命題であったため、生殖行為が成立する形態としての異性に対する欲求は“正常なもの”かつ“特権的な規範”として成立できた。逆に、そういった社会的要請に背く同性愛などは隠蔽されていった。

つまり、近代社会がヒトの再生産主義に基づいて生殖行為を奨励した結果、それに直結するような欲求の形態（＝性愛対象が異性であり異性の身体に触れたいというパターン）のみが「性愛欲求（性欲）」として定義（再構築）され、様々な欲求の中でも正常かつ特権的なものとして特別視されるようになったのである。この構図は図4のように示される。

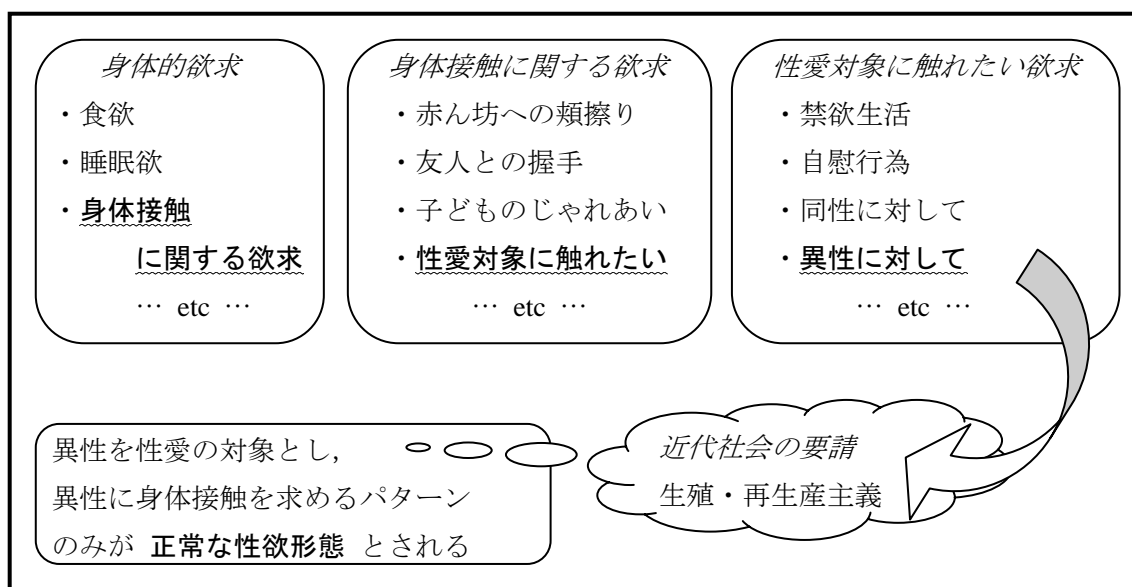


図4 身体的欲求と性欲との結びつき

この一連の説明から、性愛欲求（性欲）が身体と結びついているということ（そのように語られること）の仕組みと性愛欲求（性欲）という概念が近代社会の所産であることは明らかになった。しかしながら、セクシュアリティをどのように定義づけるのかという問題はまだ残されている。

ここで先ほどの山田の定義に立ち返ると、セクシュアリティはいわゆる「性的な志向性」とほぼ同義として捉えられていることがわかる。単純に「性愛欲求」あるいは「性欲」と言い切ってしまうと、限定的な使い方として異性愛規範を想起させることになる。逆に「身体的欲求」あるいは「身体接触に関する欲求」と言い切ってしまうと、定義としての幅が広くなりすぎて概念を的確に把握できないことにもなる。身体的な欲求という系譜を引きつつも性愛自体の問題や性愛対象との関係性を語るための概念として、両者の側面を取り合わせなければならないことを考えると、セクシュアリティを性的指向と定義することは支持できる⁹。

だが、「性現象」という用語が流布していることから分かるように、セクシュアリティは広範な領域にまたがる「複合概念」であることを忘れてはならない¹⁰。ゆえに本稿においては、そういった複雑かつ広範な概念としての性格を網羅できるように「身体接触に関す

⁹ 河口和也（1999）は、同性愛研究の立場から、性的指向という言葉でセクシュアリティを語っても自己の参照点としてのジェンダー枠組みは崩れず、同性愛者／異性愛者の欲望や快楽のありかた、社会における非対称な位置、直面する多様な問題などを記述していくことはできないとしている。

また高取昌二は、セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編（2003）「セクシュアルマイノリティ」明石書店の「序章」（9-15）において、セクシュアリティを「生（生活、人生）のあり方と密接に結びついたものとしてとらえられる性のあり方」と記しており、「性的欲望の対象（性的指向）」とは異なった記述をしている。

¹⁰ 上野（1996）は、「性現象」という用語について「さまざまな『性的なことを意味する』という以上に内包のない、空疎な概念である」と述べている。

る欲求に基づいた性的指向を反映させ、個人が他者と構築しようとする性愛の在り方」として定義しておきたい。つまり、性的指向や性欲も包含できるものとしてセクシュアリティを位置づけたいのである。

1.1.3. ジェンダーとセクシュアリティの関係性に関して

本稿が冒頭から一貫して提示している立場は、既に記してきたようにジェンダーとセクシュアリティを個別あるいは独立の事象として把握するということである。しかし、なぜそういった留意を意図的に行わなければならないのかということに関してはこれまで述べてこなかった。

何か対象物を定めそれを個別化させたり独立させたりするためには、その対象が複合的なものかつ一体的なものとして存在しているという前提が成り立っていないと認めなければならない。また、なぜ個別化や独立を行う必要があるのかという明確な理由づけも必要となるだろう。これはもちろん、ジェンダー概念とセクシュアリティ概念の間にもいえることである。

ここでは前項までの概念定義などをふまえて、いわゆる「ジェンダーとセクシュアリティの関係性」に関する議論についてみていくこととする。

一般にある人物の性別を把握する際には、その人物が男性のジェンダーをまとっているか女性のジェンダーをまとっているかということを確認することから始まる。すなわち、性別を把握する根拠は人物のジェンダーであるということが出来る。そして、いったんその人物の性別を認知してしまうと、そこから我々はその人物のセクシュアリティまでも把握しようとする場合がある。たとえば、その人物の性別が「男性」であれば（必ず）「女性」を好きになるという前提でセクシュアリティを把握しようとする。ゆえに「男だから女を好きになる」あるいはその反対の場合であれば「女だから男を好きになる」という具合に、ジェンダーの把握を根拠として個人のセクシュアリティをも把握できると考えられている。

次の議論は、加藤（1998）の性差についての考察をもとにしたものであるが、これを参照するとそのしくみについて知ることができる。

そもそも性差は、生殖の非対称性を基盤にした概念である。生殖という現象を考えた際に、「卵をつくる性」と「精子をつくる性」という役割分担があることは事実である。これをヒトに特化して考えた場合、前者を「産む性」・後者を「産ませる性」と定義することができる。これにより、両者の非対称性はより一層明確なものとして認識できる。しかし、こういった生殖機能の差異は、性差の“構成要素”ではなく、性差の“前提条件”であると加藤はいう（性別分割 *gender division*）。我々は、性差は自明に存在するものとして考え性役割を与えてしまっているが、それは単に「産む性」には「女」というラベリングを行い「産ませる性」には「男」というラベリングを行ってヒトの性を捉えようとしているだけのことなのである。すなわち、生殖の非対称性こそが男女の性別を規定し、様々な性現象を派生させる根本的条件として機能しているのである。

先に例示した、人物のジェンダーを根拠としたセクシュアリティの把握は異性愛規範に則っていたが、それは生殖の非対象性に基づいて性差の前提が置かれているために成り立つものであるということができる。

更に加藤は、自己のジェンダーと他者のジェンダーの組み合わせによって、正常なセクシュアリティ関係であるのか異常なセクシュアリティ関係であるのかが区別されていることを指摘する。いわゆる異性愛と同性愛の問題である。そして、セクシュアリティのパターンがこの二種類にしか分類されないということ自体に疑問を投げかける。本来であればセクシュアリティの対象選択などには全くジェンダーは関係ないはずであるのに、なぜ我々のセクシュアリティは根底からジェンダーを媒介として構造化されなければならないのか。このようなジェンダーとセクシュアリティの関係性を、加藤は「ジェンダー化されたセクシュアリティ (gendered sexuality)」と呼ぶ。

両者のこのような関係性は、同性愛研究の立場からも支持されている。先の脚注7にも示した河口(1999)の指摘は、まさにこのことがあてはまる。すなわち、セクシュアリティがジェンダーをもとに構築されたものであるために、「性的欲望の対象選択を通して、同性愛／異性愛のカテゴリーに振り分けられるだけ」(河口 1999:210)なのである。

セクシュアリティの多様な在り方を認めるためには、個人のセクシュアリティがジェンダーによって規定されているという関係を解きほぐすことが求められる。そこで、両者の分割の必要性を指摘する議論が巻き起こっているのであるが、この密接な関係性を解体することは容易なことではない。

上野(1997)は、「ジェンダーとセクシュアリティとをそれぞれシングル・イシューにしてしまう誘惑に抗する理由」として二つのことを指摘している。

一つ目は、快楽の政治(権力のエロス化の問題)を解消してしまう可能性があるということである。結局のところセクシュアリティが結びついているのは、異性との身体的な「交通」にもとづく快楽である。ジェンダーとセクシュアリティの離床は、この快楽を奪われてしまうことにもつながってしまうためになかなか実現されないのである。

そして二つ目は、再生産主義との結びつきである。これは前項においてもみてきたが、やはり「生殖」という行為が成立するか否かという問題が絶対的な規範となっており、再生産に結びつかないセクシュアリティは否定される存在でしかない。

上野は「セックス／ジェンダー／セクシュアリティの三位一体神学」という独特のネーミングでこれらの結びつきを表現しているが、特にジェンダーとセクシュアリティの結びつきに関しては分ち難いものがあるとして、分割の困難さを訴えているのである。

1.2. 性同一性障害に対する社会学的アプローチの可能性

さて、前節まではジェンダーとセクシュアリティおよびそれら相互の関係論として位置づけられる様々な議論を概観してきた。それぞれの領域における議論と研究の蓄積が、一つひとつの学問的成果として実を結んでいることはいままでもないのだが、ここではその

ような議論や研究がどのような「対象」を扱うことによって成果をあげてきたのかということをも改めて検証する。すなわち、ジェンダー研究やセクシュアリティ研究が考察の対象としてきた“そのもの”についての考察である。

単純に割り切ることはできないという前置きを付した上で、ジェンダー研究についてはフェミニズムがセクシュアリティ研究においてはゲイ／レズビアン研究がその重責を担ってきたとすると、それぞれの対象は「女性」と「同性愛者」であったとすることができる。さらにそこには対置する存在として「男性」と「異性愛者」も位置づけられ、両者の関係性についての議論が進展することによって様々な研究成果が生み出されてきたわけである。

しかし、いま以上に議論や研究を深化させるためには既存の対象について多面的なアプローチを行っていただけでは限界がある。そこで、新しい対象を設定して研究蓄積の幅を広げる必要性が求められるのである。

現状を鑑みたとき、ジェンダーとセクシュアリティの関係性の模索については、その対象となるべき「当事者」がないというのが第一印象であった。フェミニズムにおいては、男性と女性という性別の狭間にあった当事者すなわち女性を研究する（あるいは女性自身が研究する）ことによってその成果を高めてきたといえる。またゲイ／レズビアン研究においても、異性愛と同性愛という対立構造の狭間にあった当事者すなわち同性愛者を研究する（あるいは同性愛者自身が研究する）ことによって現在のような学問的成果を挙げているということが指摘できる。

これを参考にジェンダーとセクシュアリティの関係性についても両者の狭間に位置する「当事者」を求め、研究の対象とすることができないかという可能性を検討した。その結果としていきついたのが「性同一性障害」の事例だったのである。性同一性障害は、一般に「心の性と体の性が一致しない」などといわれ当事者はその性別違和に日常的に苛まれているという。これは、どちらかといえば「自らの性自認とセックスの狭間」の事例であるかもしれないが、性同一性障害の当事者が自らのセクシュアリティについてどのような認識を抱いているのかということに着目すれば、「ジェンダーとセクシュアリティの狭間」に位置する当事者として対象化することの可能性も捨てきれないと考える。

よって本節では、ジェンダーとセクシュアリティの関係性を考察していく一事例として性同一性障害を位置づけられるかどうかを把握するためにも、これに関わる先行研究についてまとめていく。

社会学が、性同一性障害に対して行ってきたアプローチは非常に希少である¹¹。

文献などを調査すると、むしろ医学的見地からのアプローチが多いことに気づく。これは後ほど詳述するが、性同一性障害が精神疾患であるとされているためで臨床的なものも多くある。性同一性障害をめぐる医療的側面は、精神医学では山内俊雄、形成外科学では原科孝雄などが中心的な役割を果たしているといえる。

¹¹ 筆者が本稿において主な拠り所としようと考えていた数少ない社会学的アプローチの一つとして、戦後日本<トランスジェンダー>社会史研究会による『戦後日本<トランスジェンダー>社会史』Ⅰ～Ⅴ（2001-2003）がある。しかし、すでに絶版になっているなどの事情で今回は手に入れることができなかった。

第1章 先行研究の把握と概念整理

また、最近の話題として「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定・施行されたこともあり、法学的見地からのアプローチもみられるようになってきている。代表的な論者としては、大島俊之や石原明の名を挙げるができるだろう。

しかし、社会学の立場からはこのように具体的な研究者を列挙できるほどの研究成果が発表されていない。ジェンダーやセクシュアリティというキーワードのもとに膨大な先行研究が存在しているのに比べると、それは奇異に感じるほどである。この時点ですでに性同一性障害に対する社会的アプローチの可能性は残されていると考えていいだろう。これまで扱われてこなかった対象として認識し今後研究を積み重ねていくことによって、その明確な位置づけを導き出していくことが可能な存在、それが性同一性障害なのである。ちなみに、社会的な論考ではないが当事者たちの手記や生活史的な著作は多い。これらを手がかりに、当事者の実態に迫りながらジェンダーやセクシュアリティの認識を把握していくことは可能である。

希少なながらも社会学の先行研究としては、杉浦郁子の考察を挙げるができる。

杉浦（2001 2002）は、性同一性障害をめぐる医療的な言説（治療の方針を示したガイドラインや医師たちがこの問題について記した著作、診断の際の問診表など）に着目する。そしてこのような医療の“専門的な要素”を含む言説から、治療を行う際に当事者を選別する図式が存在しているということを鋭く指摘しているのである。

たとえば、「性の自己認知」の獲得時期は当事者によってもまちまちである。そのため獲得時期が早かろうと遅かろうと、広く「性同一性障害」と診断することがガイドラインなどには示されている。しかし、性転換手術を行う際には改めて性の自己認知の獲得時期を医師が尋ねるという。そして、自己認知が早く形成されたものでその認識に変化がないようなものを「一次性的患者」、自己認知が遅く形成されたものを「二次性的患者」などと分類して重症度を判断し、手術の対象とする患者を選別しているという医療の構図について明らかにしている。

このように杉浦は、「性の自己認知」が一定の形で社会的構築を受け、更にそれが医療行為の現場で用いられることによって、「当事者」が「患者」としての「適切さ／不適切さ」の序列に位置づけられているという可能性を指摘したのである。

では、性同一性障害とはどのような事例であり、当事者を取り巻く現状はどのようなものなのであろうか。そのような事例への具体的接近および論文のなかで意図する性同一性障害の位置づけなどに関しては、次章に譲る。

第2章 事例への接近と考察

本稿において「性同一性障害」という事例に着目する意義は、彼らが「性転換」という手段を使って、男と女の境界を越えようとする「中間者的存在」であるだけでなく、自らの望むセックスとジェンダーの獲得によって“自分らしさ”を取り戻すという点が、ジェンダーの完全開放に逆行する存在であると認識していたことにある。

性別二元論によって、人間は「男というカテゴリー」か「女というカテゴリー」に振り分けられる。これらを集合の概念を使って捉えるとき、性同一性障害の当事者はどちらのカテゴリーにも完全には分類されない。本人の意志によりどちらにも属することが可能な存在なのである。そういった意味では、両者の共通部分として位置づけることが適当であろう¹²。（図5参照）

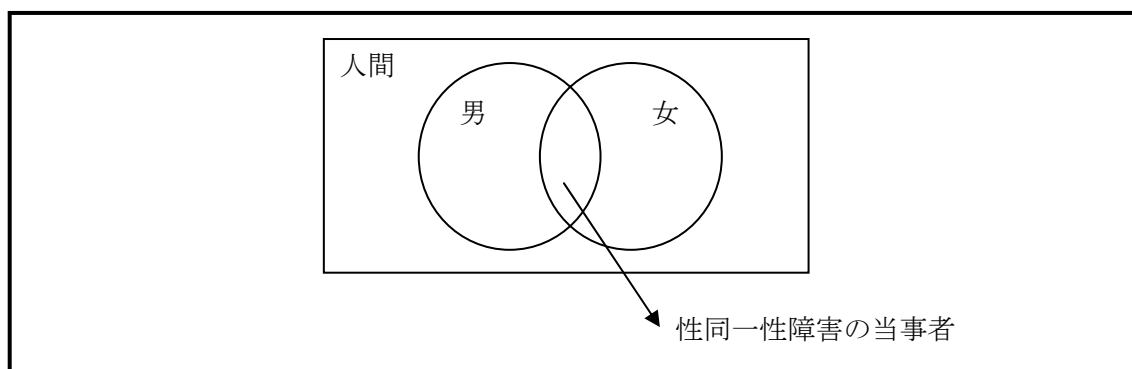


図5 性同一性障害の当事者の位置づけ

しかし、彼らはそういった位置づけであるがゆえに、実際の生活のなかで常に「生きにくさ」にさらされている。この位置は、社会的な相互関係を営んでいく実際に考えた場合、非常に不安定な位置にあたる。そこで彼らは、生きにくさを感じないような「自分になる」ために、自らのジェンダーアイデンティティに従ってどちらかのカテゴリーに完全な状態で属することを求めていく。この過程は、ふるまいや服装など外見上の変更を行うジェンダーのレベルと、性器などの身体的特徴に関わった変更を行うセックスのレベルがあると考えられるが、いずれにしろ彼らが目指すのは「現在自分が保有していないジェンダーとセ

¹² このような分類は、あくまで性同一性障害の当事者に主体性をおいたものであると考えられる。非当事者に主体性をおくと、性同一性障害に関する理解を得られないままにカテゴライズされるということが考えられるので、男というカテゴリーにも女というカテゴリーにも分類できない、いわば「補集合的存在」として位置づけられている実際もある。

ックスを獲得する」ということである。私は、この点がジェンダー論では単純に割り切れない議論になるのではないかと考える。

ジェンダー論争においては、性役割を固定的に捉えそうといった型にとらわれながら生きることの是非が鋭く問われる。特に、ジェンダー・フリーをめぐる言説などは性役割からの開放を目指す思想であり、「性差としてのジェンダー」そのものの意義を問う声もある。しかし、性同一性障害の当事者にとっては、ふるまいや服装など外見上のジェンダー（性役割）は必要不可欠なものであり、自らの希望するジェンダーを付与されることによって自分らしく生きることができるという。社会から付与されるジェンダーと自らが持っているアイデンティティが異なってしまっているために、その変更を求めるといふ彼らの行動は妥当であろうが、そのような行動をジェンダー論の立場から語ることはできないのだろうか。一見逆行的な、ジェンダー論と性同一性障害の事例という両者にアプローチすることで、この点についても十分な考察を行っていく¹³。

また、性同一性障害の当事者は、同性愛者・半陰陽者と共に「セクシュアルマイノリティ」として定義されるのが一般的である。この場合、単に「性的少数派」としてカテゴライズされているわけだが、性同一性障害の当事者の中でも多様な在り方があることを考慮すると、セックスの視点のみをもって位置づけることには限界があるのではないだろうか。いわゆる、Trans Sexual (TS: トランスセクシュアル) と Trans Gender (TG: トランスジェンダー) の相違の問題などである。ジェンダーのレベルでの性別適合とセックスのレベルでの性別適合を異なった次元の問題として捉えるならば、マイノリティとしての定義づけにジェンダーの視点を動員する可能性も出てくるはずである。このことは、性同一性障害が、ジェンダーとセックスの境界事例としても非常に興味深いものであり、検討の可能性が残されていることを示している。

ゆえに、以下では本事例の現状と実態に接近していくこととする。

2.1. 性同一性障害をめぐる現状について

性同一性障害 (Gender Identity Disorder/GID) は、「障害」という言葉が付されているように、現状としては精神疾患であると考えられている。無論、このような視点は医学界が彼らを「治療の対象」としてカテゴライズしたことによる位置づけであり、当事者がそれを受け入れ、自身を「病気である」と捉えているか否かは、また別の問題となる。当事者それぞれが性に対してどのような考え方を抱いているか。「性の多様性」や「グラデーション

¹³ 風間孝は、竹村和子編 (2003) 『思想読本 10: “ポスト” フェミニズム』作品社の「補遺: (主要理論家・文献) (キーワード) 解説」において「性同一性障害」を含む部分の執筆を担当しているが、その中で次のように述べている。

セックスに還元されないジェンダーの顕在化は異性愛のマトリクスの虚構性を暴くものでもあるが、セックスとジェンダーの不一致を性同一性障害とする概念化は、解剖学的性差に強い違和感を持つ人に対して性別適合手術に道を開き、医療サービスへのアクセスを可能にした一方で、セックスとジェンダーが一致する状態を正常化する規範化作用もともなっている。(196-197)

としての性」が多く語られる中で、自己の性をどのように自認しているか。その在り方こそが、このような捉え方に大きな揺らぎを与えているといえる¹⁴。また、非当事者であっても、「あなたの性の在り方は間違っているのであり、それは治すべきである」というまなざしを当事者に向けること自体に抵抗を抱き、「障害」という言葉の使用を拒否する人々もいる。

しかし、そもそも医学界がこのようなカテゴライズを行い、精神疾患という位置づけを示したのは、一人の当事者（FTM）がペニスの形成を希望して形成外科を訪れたからであった。これを発端として、医学界は「性転換治療」の是非を倫理的観点から模索し始めたのである¹⁵。

日本においては、1969年に起こった「ブルーボーイ事件」が性転換をタブーとし、「暗黒の30年」と言われる時代を引き起こしたとされている¹⁶。その間、医療としての性転換手術はもちろんのこと、性別違和を訴える人々の存在が広く一般に認知され、その苦しみや悩みについて多くの人々が知るなどという機会自体がなかったのだ。

この点を考慮すると、暗黒時代を突き破り性同一性障害という問題を社会的に顕在化させる役割を担ったこの医学的カテゴライズは、まさに当事者の要請によるものであったという見方ができるだろう。また、当事者が治療の対象としてみなされ、それによって念願の性であった自分自身を取り戻すという過程についても、医学的カテゴライズが存在するからこそ社会生活を営んでいく上での精神的安定が得られると考えられる。

よってここでは「性同一性障害は病気か、個性か」といったそれぞれの捉え方については、そういった議論があることを確認するだけに留めておく。そして、以上のような医学的カテゴライズの利点を鑑みて、精神医学的な観点からのアプローチを紹介し現状を報告する。

日本精神神経学会が発表した「性同一性障害に関する答申と提言」（1997）によれば、性同一性障害とは「生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態」であると定義されている。この答申と提言は、1996年に埼玉医科大学倫理委員会が独自に発表した『「性転換治療の臨床的研究」に関する審議経過と答申』を受けて策定されたもので、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」も合わせ

¹⁴ 性同一性障害の当事者の中でも、自身の性の在り方を単に「個性である」とか「人格をなす一要素に過ぎない」として、特別な治療を望まない者もいる。

¹⁵ 1992年に、埼玉医科大学総合医療センター形成外科の原科孝雄が交通事故で損傷した男性の陰茎を再建する手術を手がけ成功したという報道がなされ、これを見たある当事者が原科に自身の性別違和とペニス形成の訴えを行った。原科はこの切実な訴えを受けて、精神科のカウンセリングとホルモン注射を施すと同時に、埼玉医科大学倫理委員会に「治療としての性転換手術」の在り方を諮問。1996年に同委員会は答申をまとめた。

¹⁶ ある産婦人科医が、1964年に三名の男性（当時ブルーボーイと呼ばれていた）の求めに応じて行った睾丸全摘出手術は、優生保護法（現母体保護法）第28条に違反するものであるとして有罪の判決が下った。これがブルーボーイ事件である。判決文などによれば、真っ向から性転換手術を否定してはおらず、一定の諸条件を満たしさえすれば医療行為として認められるという趣旨だったのだが、「違法である」という部分のみがクローズアップされ、それ以降、医療行為認定の諸条件に関わる議論はなされてこなかったという経緯がある。

第2章 事例への接近と考察

で示されている重要な資料である。我が国においては、このガイドラインの存在が性同一性障害をめぐる医療の基盤となっており、現在は新たに策定された第2版のガイドラインに基づいて診断・治療が行われている（表1参照）。

表1 性転換治療・性同一性障害の重要答申などに関する年表

1969	ブルーボーイ事件 ～以降「暗黒の30年時代」と言われる
1995	埼玉医科大学形成外科の原科孝雄が同大倫理委員会に「性転換治療」の実施を申請
1996	埼玉医大倫理委が『性転換治療の臨床的研究』に関する審議経過と答申を発表
1997	日本精神神経学会が「性同一性障害に関する答申と提言」を発表 (※これがいわゆる初版のガイドライン)
1998	埼玉医科大学がガイドラインに則り、日本初の「公式」性別適合手術（Sex Reassignment Surgery/SRS）を実施
1999	性同一性障害（GID）研究会が発足し、第1回会合を開催
2000	岡山大学医学部倫理委員会が「性同一性障害に対する包括的治療の臨床的研究」を承認
2001	岡山大学が国内二例目となる公的性別適合手術（SRS）を実施
2002	日本精神神経学会が「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第2版）」を発表

この新たなガイドラインによれば、性同一性障害の診断と治療はそれぞれに三段階の過程を経ることが必要とされている（三段階診断・三段階治療）。同性愛との混同など、当事者が誤った思い込みを抱いている場合もあるため、精神医学的に性同一性障害と規定できるのかを診断する三段階と、性同一性障害であることが明らかになった時点で、具体的にどの段階の治療過程までを望むのか当事者の意向を反映させながら行っていく治療の三段階に分けられているのである。

診断は、まず養育歴・生活史・性行動歴などについて詳細に聴取し、国際的な精神疾患の分類及び診断基準である「DSM-IV」や「ICD-10」を参考としながら、性別違和の実態を明らかにしていく。その上で半陰陽や間性ではないことを確認して身体的性別を判定し、除外診断を経て最終的に診断は確定する。

治療は、精神的なサポートから始められる。しかし、多くの場合は性同一性障害を診断する過程でカウンセリングを受けてきているので、この第一段階の治療は診断の段階に大きく重複する。この後、望む者はホルモン療法を行う第二段階（FTMの場合には乳房切除術もこの段階で行われる）、性別適合手術を行う第三段階へと進むことになる。

このように、医療的なアプローチという面では非常にしっかりとしたガイドラインが作成され、過去に比べると診断・治療ともに充実した体制で行われるようになってきていることが分かる。また、一口に性同一性障害と言っても、その在り方はまさに多様でありひとくくりの方法論で扱うことはできないので、当事者それぞれが主張する性をできる限り

尊重できるように、柔軟な対応を取ることが可能な内容になっていることも、初版からのグレードアップの成果であろう。

しかし、実際にこのガイドラインに則って医療行為ができる施設がどのくらい存在するのかということになると、現状は厳しい。まず、公的に性別適合手術を行った施設は、現在二施設のみである（埼玉医科大学・岡山大学）。また、性同一性障害の外来受付のある病院ということになると数が限られ、当事者の住む地域によっては利用できる環境が全くないという場合も想定される。最寄りの精神科に行って相談した場合でも、「うちでは扱っていない」と断られてしまうことや、他の病名をつけられてしまい十分な診療や当事者が望むような治療を受けられないケースが往々にしてあるというのである。

セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編（2003）「セクシュアルマイノリティ」明石書店によれば、このケースのように性同一性障害の治療が精神科から始められるということ自体にも問題があるという。日本社会においては、精神科に行くという行為自体のハードルが高い。精神疾患に対する社会の偏見のまなざしがあるがゆえに、自分の境遇を自分自身が認められなかったり、事業者や世帯主に対して精神科への通院が知られてしまうのではないかという危惧の念から、保険証を使うことさえも躊躇してしまったりするという。そうすると金銭的な負担が大きくなり、結果的に当事者が得られる利益は少なくなってしまう。

このように、性同一性障害に関しての医学的側面は必ずしも万全の体制ではないことが見えてくる。学会レベルでのガイドライン整備や性別適合手術の実施など全体的な流れとしては評価できる部分もあるが、当事者レベルではまだまだ楽観視できるような現状ではないと考える。

医学的アプローチ以外における当事者たちの現状についても概観しておきたい。相馬佐江子編著（2004）『性同一性障害 30人のカミングアウト』の「はじめに」（2-5）の部分で、本書の監修役でもある精神科医の針間克己は「我が国における性同一性障害を巡る状況の、ここ最近の変化はめまぐるしいものがある」と述べている。彼によれば、医学界だけではなく社会的な動きとしても、いくつかの特筆事項があったという。

まず印象深かったものとして、針間は、2001年から2002年にかけて放送されたTBSのテレビドラマ「3年B組金八先生」が性同一性障害をテーマとして制作されたことを挙げている。テレビドラマが社会に与えた影響はどのような指標によって計るかによって異なり、具体的な定量として把握できたり一概に言い切ったりできるものではないのだが、筆者もこのドラマの一視聴者であったことと現在このような研究に取り組んでいることから考えると、何らかの影響を与えられたということができるかもしれない。

また、2002年に競艇選手の安藤大将が社会に対して性同一性障害であることをカミングアウトしたことや、2003年にやはり当事者の上川あやが世田谷区議会議員選挙に立候補して当選したなどのニュースも、様々なメディアによって広く社会に報道され人々の理解を得るのに大きな役割を担ったと位置づけている。

第2章 事例への接近と考察

しかし、最も明確にかつ具体的に、社会「制度」としての変更があったのは、2003年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下『性同一性障害特例法』）」が公布されたことであろう¹⁷。この法律の制定までの概略をたどると、現在、法務大臣を務めている南野知恵子が自由民主党内に「性同一性障害勉強会」を発足させた2000年にまでさかのぼることができるという。実際に法案を提出したのは与党のプロジェクトチームであったようだが、それまでにこの勉強会では有識者から何度も意見を聞き、議論を積み重ねていった。特に、自民党のみにとどまらず、全政党で性同一性障害への取り組みが行われるようになったのは、本会の影響が大きいようだ。

性同一性障害特例法は、条文に示された五つの条件の全てに該当する者に対して、戸籍の性別変更を認めるというものである¹⁸。この法律の意義は、公的文書（戸籍謄本・パスポート・役所の窓口などで求められる各種申請書類など）の性別が変更されることにより、他者から認知される性（すなわち自らがまとっているジェンダー）と書面上の性との不一致が解消され、様々な社会生活の実際場面において当事者が受けてきた精神的苦痛を緩和できることにある。

例えば、当事者が海外旅行を行う時のことを考えてみたい。周囲には明らかに女性に見えるのだが、パスポートの性別の欄には「男（Man/Male）」と記載された人間がいたとすると、出入国管理官はこの不一致を問題にして本人に身分の照会を行うだろう。当事者は、これに答えるために自らの抱えている性の問題について明らかにし、性同一性障害について説明をし、誠実な対応をしてくれるように頼まなければならない。このようなことは、日常においても性別を問われたり何かの書面に不必要な性別欄があったりすることによって頻繁に起こる事態である。実際に、様々な場面において多くの当事者がこのようなトラブルを経験しており、そのたびに不快感を覚えると訴えている。

つまり、当事者の周囲が認知する性と公的な書面上の性との不一致をなくすことにより、性同一性障害当事者が円滑に社会生活を行えるようになるというのが、同法の利点なのである。

しかし、問題点も多く指摘されている。性同一性障害特例法は、当事者すべてに適用できるものではなく性同一性障害の多様性を無視してしまっているとか、五つの条件の中の「未婚規定」や「子なし規定」の根拠が明確ではないということ、更には性別適合手術の途中の段階では条件を満たすことにはならず、結果的に特例法を利用しての手続きが遅くなってしまうなどの指摘がそれである¹⁹。本稿は法学の論文ではないし、この法律がどのよ

¹⁷ この法律は、2004年7月16日から施行されているが、実際の適用事例として最も大きく報道されたのは、タレントのカルーセル麻紀が同法に基づく手続きを経て、戸籍上の性別を変更した2004年9月28日前後のことだと思われる。

¹⁸ 条文に示されている五つの条件は、次の通りである。

①：20歳以上であること／②：現に婚姻をしていないこと／③：現に子がいないこと／④：生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること／⑤：その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

¹⁹ このような指摘は、たとえば法学者であれば大島俊之などによってもなされているが、多くは実際に子どもがいる当事者・手術の準備中の当事者などからなされているのが現状である。

うに評価されているかを主眼とするものではないのでこれ以上の記述は避けたいと思うが、セクシュアルマイノリティの法的保護の第一歩としても期待されている性同一性障害特例法は、整備された反面様々な問題点も持ち合わせているのである。

以上から、性同一性障害をめぐる現状についてまとめると次のようになる。

第一に、様々な当事者のカミングアウトなどによって性同一性障害の認知度や当事者の存在を認める社会的潮流は起きつつある。第二に、医学界では性同一性障害の診断・治療にかかわるガイドラインが設けられ、性別適合手術なども実施されて当事者が医療サービスを受けられるような環境が整ってきているが、その実例は希少であり当事者レベルではまだまだ十分とは言えない。第三に、法的にも戸籍の性別を認める性同一性障害特例法が整備されたが、これがすべての当事者にとっての救済策となるためには更なる検討と議論の余地が残されている。これらのことを前提として、次節ではその実態により迫っていく。

2.2. 性同一性障害の当事者として生きるということ

性同一性障害当事者の「性」の実態そして「生」の実態について検証と考察を行っていくのが本節の使命であるが、具体的には次のような方法論をとりたい。

まず、性同一性障害の当事者による手記あるいは自伝などの著述から、本人の「セックス」「ジェンダー」「セクシュアリティ」に関わる体験談（エピソード）の記述をそれぞれ抜き出し、なぜそういった経験をするに至ったのか。その経験の前提となっていた認識はないか。あるいは本人の認識がどのようにしてそういった経験に結びついたのかなどといったことを一つひとつ意味づけていく。

次に、そのようないわば「経験の解釈・検証作業」を行っていくなかで明らかとなった

当事者の性にかかわる意識をもとに、ジェンダーとセクシュアリティの間にはどのような関係がみてとれるのかを考察していく。

この方法論について予め断っておかなければならないのは、当事者の手記や自伝を参考とするため主観性が拭えないという点である。また、参考とする手記の経験を全収録して網羅的に分析することにも限界があるため、本稿にはある程度筆者が精選した部分のみを記載するという方法しかとれなかった。

しかし、性同一性障害の事例はいわゆるマイノリティサンプルであり、その実態に迫ることが重要な関心事でもある。そのため当事者事情を把握するためには手記の利用が最も効果的であると判断したこと、そして本稿が量的な分析ではなく質的な分析をめざしているものであるという位置づけを明確にしておく。

第2章 事例への接近と考察

さて、性同一性障害の当事者が自らの境遇を語った手記や自伝の類に関しては、今日いくつものものが刊行されている²⁰。そのなかで今回の考察対象としたのは、虎井まさ衛(1997)「ある性転換者の記録」青弓社 である。

詳細は本書を参照していただきたいのだが、虎井は「女から男への性転換者であることを日本で初めて公言した」(虎井 1997:8) いわゆる性同一性障害の先駆者的存在である。ゆえに虎井は、当事者の間でも大きな存在となっている。そういった意味でも、本稿において扱うことの意義は大きく、当事者手記の原点でもあると考えこの事例を選択した。

なお、以下本節においてページ数のみ記してある引用はすべて本書からのものである。

2.2.1. セックスについて

ここでは、虎井が自分のセックスをどのように認識し、肉体的なことに関してどのような考えを抱いていたのかという点についてみていく。

その前提として、虎井の根底にある基本的な考え方を確認しておきたい。それは「自分は“トランスジェンダー”ではなく“トランスセクシュアル”である」という確固たる信念である。両者の違いを明確にするためには、本来ならば、性同一性障害という言葉の定義から再度捉え直さなければならないのだろうが、それは前節に医学的な定義を示したのでここでは割愛する。広い意味では、トランスジェンダーもトランスセクシュアルも等しく性同一性障害を意味する言葉として使用されているが、ここではトランスのレベル(性別適合を望む段階)に相違があるという程度の解釈を与えたい。すなわち、当事者が周囲にどのように認識されるかという外見上の問題の方に重要性を置き、専らジェンダーのレベルでの性別適合が達成されれば性別違和を解消できるという考えの者を「トランスジェンダー」と呼び、ジェンダーのみならず自身の保有する内性器や外性器を手術などの方法によって変形し、セックスのレベルでの性別適合まで望む考えの者を「トランスセクシュアル」と呼んで区別しているのである。

この点について、虎井は次のように述べている。

私の場合、『私の肉体はまちがっている』と思った。だから手術をして変えよう、男体になろう、と決意した。(13)

「男でなければ、あるいは女でなければいやだ。中間の性として暮らしていくなんてまっぴらごめんだ」と考える、とてもきっぱりしたTSの一人として、私は生きている。(社会的)性役割(ジェンダー)に固執しないが、性別(セックス)は男でなければならない。「男だ女だということから自由でいたい。自分らしくあればいいでないか」

²⁰ たとえば、安藤大将(2002)「スカートをはいた少年 こうして私はボクになった」ブックマン社/佐倉智美(2002)「女が少年だったころ ある性同一性障害者の少年時代」作品社/宮崎留美子(2000)「私はトランスジェンダー 二つの性の狭間で・・・ある現役高校教師の生き方」ねおらいふ など

と唱えて運動する人々に協力するけれど、私自身は「どちらでもいい。どちらにもなれる」と思っているわけではけっしてない。（15）

これらの引用部から言えることは、大きく二点あると考える。

第一は「肉体的違和の強さ」についてである。性同一性障害の当事者は、自分自身の性自認によって強い葛藤を覚えるということはすでにみてきたとおりであるが、それが単にジェンダーレベルの違和にはとどまらないことが読み取れる。例えば、トランスジェンダーの場合、彼らが訴える性別違和でまず問題となるのは、社会から強要される性の規範（ジェンダー規範）に関してである。小学校に入学する際、当事者は赤いランドセルが欲しかったのだが親から買い与えられたのは黒いランドセルであった（MTF の場合）とか、制服で学校に登校する際どうしてもスカートをはくことに抵抗があり体育着で登校した（FTM の場合）などといった事例は、（トランスセクシュアルであっても起こり得ることではあるうが）ジェンダーの規範が問題であると指摘できる。

しかし、現段階で問題となっているのは、社会から押し付けられるジェンダーの規範以前に、当事者が自身の肉体をありのままの自分として受け入れることができず、否定的に自らのセックスを位置づけてしまっているという強烈なまでの肉体的違和である。自分の肉体が間違っているということを実感し、その変更を至上命題として位置づけ手術を望むなどということは、非当事者が感じることも出来ない独特の感覚であるとしか言いようがない。

では、その独特の違和感ほどの程度の実感として意識されていたのであろうか。それが非常によく表れている部分があるので、続けて引用したい。

「大きくなっていくにしたがって、オチンチンが生えてきて、男体になっていくものだ、とずっと小さいころから、これといった理由もなく思い始めていたんです」 <中略> 私は小学校に入ったころには、「もっと大きくなったらおにいさんになるのだろう」と楽しみにしていた。（19-20）

私を不幸のどん底にたたき落とすものが、四年生の終わりに始まりだした。第二次性徴である。太った子どもだったので、まずは胸のふくらみが目だち始めた……。 <中略> この当初の私は、まだ「大人になったら男体になっているだろう」と思っていたので、「このふくらみはなにかのまちがいだ。そのうちしぼんでいくものだ」と気楽に考えていたのであった。（27-28）

子どものころの漠然とした思いであったとか、深いところまで考えた結果としての感覚ではないということが前置きされたとしても、この部分から導き出されるのは「性自認が現実にかかる生理的現象や肉体的変化に優先し、人間を支配するほどの感覚として意識されていた」ということである。自らの肉体が、将来的には男性の肉体に変化していくのだら

第2章 事例への接近と考察

うというような具体的イメージを構築している点や、女性という性を現実に直視しなければならぬような第二次性徴における身体的変化をも「まちがいである」として否定し、自身の性自認にのみ従って生きようとする行為はそれを象徴していると言える。

この第二次性徴における身体的変化は、一種の社会化の過程として位置づけられるであろうが、虎井の場合は社会が要請した社会化の対象（女性としての性自認・ジェンダー）を否定的に位置づけることによって、社会が要請していない社会化の対象（男性としての性自認・ジェンダー）を逆により強く意識し社会化するという結果になったとも考えられる。

いずれにせよこれら一連の引用部からは、当事者にとって「肉体的違和の強さ」がいかに支配的な感覚として機能していたかということが言えるだろう。

第二は「性別二元論の効果的社会化」についてである。虎井の議論は、明らかに性別二元論の前提に基づいているといえる。「男というカテゴリー」か「女というカテゴリー」かのいずれかに“のみ”自らのアイデンティティは所属するのであって、それ以外に性の存在を認めようとはしていない。そのような意図があるからこそ、性転換という行為も二つのカテゴリーを行き来する手段として成立するのだという論調になっている。例えば、次のような記述がみられる。

「自分は特殊なんだ」というアタマはあったのだ。「女体から男体に変身できる特殊な人間なのだ」と思っていたのだった。(28)

「自分は特殊」という位置づけがあって、そこから何らかの手段を用いて「生まれ変わる」あるいは「本当の自分になる」という思いがあったのだとしたら、その目標とする到達点を限定的に捉える必要はないのではないだろうか。しかしながら虎井は、その生まれ変わる先を「男体」と明確に位置づけていた。というよりも、女から生まれ変わる先は男しかないという考えが先行していたのだろう。

男と女。男体と女体。そういった対立軸の中で、いずれかに属するという二者択一式の選択肢しか有り得ないのだという立場は、社会全般が疑いもしない性別二元論を支持するものであり、それに便乗した議論であるとも言えよう。すなわち、虎井の考えは非常に効果的に性別二元論の社会化が達成された結果として成り立っている側面が否めないのである。

しかしここで特筆すべきことは、虎井が「男だ女だということから自由でいたい。自分らしくあればいいでないか」というタイプの議論を否定してはおらず、それを容認しつつも自分の取る立場は異なるという言い回しをしていることである。このようなタイプの議論を、性別二元論に対置させて「性別多元論」と定義することにしよう。すなわち、性は男と女に二分できるものではなく、グラデーションのように多様な在り方が認められるべきなのであって、多元的に捉えることが可能であるとする考え方である。

性同一性障害の問題は、性別二元論で語るのか性別多元論で語るのかによって方向性が変わってくる。二元論では、男か女かいずれかの在り方しか認められないということになるため、先に示したような男女の共通部分としての位置づけは否定され、そういった交わりのない捉え方への転換が求められる。よって当事者は、男女のいずれかに属することとなる。（図6参照）

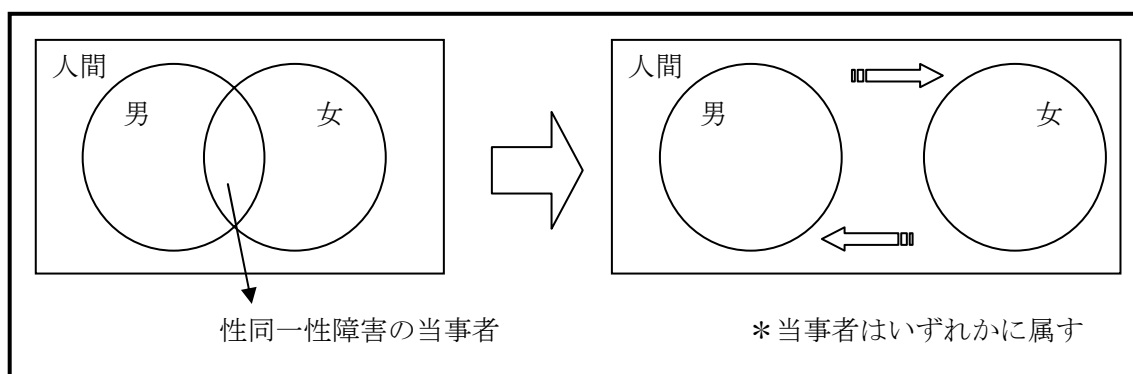


図6 性別多元論から性別二元論への転換にみる当事者の位置

しかし、多元論では性のカテゴリー化そのものを疑い、一人ひとりの性の在り方がありのままに尊重されるので、男女のどちらに属するのかということや性の捉え方を転換しなければならないなどということはない。第三の性・第四の性…というように自らのアイデンティティが位置している性の存在がそのまま認められる。すなわち、多元論ではグレーゾーンの性はグレーゾーンとして認められるのである。

虎井が、多元論ではなく二元論で自らの性を語るのは、社会化の過程において多元論にふれる機会がなかったからであろう。自らの性自認が構築される過程は二元論で成り立っていたため、揺らぐことのない「男」としての性自認が強固に形成された。その後多元論（多元論で性を語る人々）に出会ったが、社会化により自らの性を多元論的に考えることはできなかった。すなわち、後から多元論に出会ってもそれに基づいた思想にはたどり着けなかったということである。

同じような境遇の人々の中には、多元論でそれぞれの性を捉えている者もいる。ゆえに多元論自体は否定しないが自らは二元論の立場を取るという虎井の宣言は、一見多様性を認めているようでもあるが、実は性別二元論の効果的社会化が表れている部分でもあると考えられる。

ここまで、性同一性障害の当事者がどのような認識のもとに自らのセックスを位置づけているのかということについてみてきたが、全般的にまとめられることとして最後にもう一項目挙げておきたい。それは、「肉体そのものへの執着」ということである。

これは、肉体的なレベルでの性別適合を求めるトランスセクシュアルのみに言えることであり、性同一性障害の当事者全員に般化することはできないことなのかもしれないが、少なくとも虎井の場合は性別違和や肉体的違和の根源的な要素として、肉体（男体）その

第2章 事例への接近と考察

ものへの強い執着があったと言える。これを表している箇所として、次の引用を挙げることができる。

私はなんと、なんと「男体であること」に憧れていたのだろう……。女体であったときは、自分の身体を見るのも触れるのもいやで、服の着脱も、入浴も、どうにかしてしないで暮らしていけないものかと思っていた。ヌイグルミを着ているだけだ、と思いたかったのだ。(58)

ここでも、自らの肉体的な特徴を嫌悪し女体であるという事実を否定しようとしている。特に「ヌイグルミを着ている」ようだという表現は、当事者独特の表現であり肉体的な性別適合を心から望んでいることの象徴であろう。

また、虎井の友人の「Aくん」がはじめて性的体験をしたという話を聞いたときも、次のように感じたという。

寂しい！と私は思った。「Aくん」がそういうことをしたのが寂しいのではなく、先を越された—という以前に、自分はそういうことのできる身体をしていない、ということが寂しかったのだ。そういう相手はたしてこの先できるだろうか……。 (77)

ここには、明らかに男性器への強い思い入れが表れているといえよう。「自らもそういった肉体を持ちたい」あるいは「そういった感覚を味わいたい」という感情である。そしてその影には、「なぜ同じ男性であるはずなのに、自分にはそれができないのか」という逆説的な叫びも含まれているのだろう。全てが自分の肉体への不満や葛藤となって、そういった強い執着心を生み出しているのかもしれない。

非当事者は、自分自身の身体的性別に何の疑問を抱くことなく日常生活を送っている。それは、自らの性別と性自認に特別な違和がなく、疑う余地のないものであると考えられているからであろうが、それを絶対視できるような根拠はどこにも存在しない。いわゆる性の同一性が確保されるための要件などというものは何か特別な形として存在しているのではなく、我々が無意識のうちに性を社会化することによって得られる虚構の産物なのである。しかし一般には、それが実体的に把握され規範として作用している。当事者たちは、手術を行って自らの望むセックスを手に入れることを「性別適合」というが、そういった言葉自体も、自らの性自認に肉体を適合させなければならないという現代の性規範（性別の在り方）を象徴していると思われる。

自らの持てる性の認識が必ず身体と一致するというような結び付けは、我々の意識の中に深く浸透している暗黙の前提意識であり、性別二元論を支持する一翼を担っているともいえる。しかし、性同一性障害の当事者にみられるような「自分の肉体は間違っている」という実感について考えると、性の同一性は社会的に構築されるものであるということに

気づかされるだろう。非当事者も自身の肉体や身体的性別を疑ってみるとき、「性別二元論から性別多元論へ」という発想の転換点を垣間見ることができるのではないだろうか。

2.2.2. ジェンダーについて

次に、虎井のジェンダーに関わる意識についてみていきたい。先にも述べたように、虎井は肉体的な性別違和を第一義的な問題として捉えるトランス・セクシュアルである。しかしながら、手術をし自らが望むセックスを獲得しただけでは性別適合が完結したとは言えない。実際の生活場面を考えたとき、やはり自分の望む性での生活が送れなければ意味がない。すなわち、虎井のような FTM の場合であれば（女性としてではなく）男性として、MTF の場合であれば（男性としてではなく）女性としての生活が保障されなければならないのである。

そこで問題になってくるのが、普段の日常生活において、周囲（他者）から自分の性がどのように認識されるのかというジェンダーの問題である。ここで言うジェンダーとは、一般的な定義である「社会的・文化的性」という意味でもあるが、性同一性障害の当事者と周囲との関連性ということにも問題意識を置いているので、「特定の人物について、その周囲が当事者に向ける性別認識についてのまなざし」あるいは「外見上に表れる“男らしさ”や“女らしさ”」という意味も包含することとする。

まず、虎井がジェンダー全般（“らしさ”というもの）について私見的に述べられている箇所から引用していきたい。

ほとんどの非当事者には「女から男になろうという人、あるいは男から女になろうという人は、男らしい男、女らしい女を目ざすものだ」という観念ができてしまっているらしいのである。いや、当事者のあいだでも、「そうでなくてはならぬ」と思いこんでいる輩の、なんと多いことか！このまま「男らしさ」「女らしさ」に加えて「性転換者らしさ」がまかりとおってしまったら、自分たちで自分たちの首をしめることになっていくのは目に見えているではないか。「十分に“らしい”人にもみ、性転換治療の対象となる資格を与えるべきである」といわれたくはないであろうに。(8)

虎井は、ジェンダーによって他者から「女性」と規定され、男であるという自身の性自認は捨象され続けてきた。そのような人生経験から、ジェンダーの作用の問題点について述べているのがこの箇所である。すなわち、“らしさ”が他者による規定を受ける概念であることの象徴として「性転換者らしさ」という独自のキーワードを持ち出し、個人が“らしさ”の中に押し込められてしまう場合があることや、あるいは人間としての可能性を奪われてしまう場合があることについて考察の視点を与えているのである。

こういった主張を鑑みると、虎井の根本にある考え方は「ジェンダーに固執しない生き方をする」ということであると考えられるが、それはジェンダー自体を否定しているわけではないという点に留意する必要がある。性同一性障害の当事者として性の越境を経験

第2章 事例への接近と考察

した虎井が、性別二元論の前提に立っているということはすでに確認したとおりである。そこでは「男女どちらの性に所属するのか」という個人の意思を貫徹することが至上命題であった。しかし、自分の望む性でこの社会を生きていくためには、その社会が要請する性役割の獲得が望まれる。そのためたとえ身体的な性別適合を達成したとしても、その後には変更先の性に対する「男らしさ」「女らしさ」が必然的に付随するのである。もちろんそれは、性の自認と肉体が一致しなければならないという意識を基盤として、更にその上に性役割も一致するべきであるという常識や規範が働いていることによると考えられる。そこに目を向けるならば、「性自認—肉体—性役割」という三者一体の図式自体を疑ってみる可能性は残されるだろう。しかし「安定的に日常生活を送りたい」という当事者の意識を考えた際には、そういった常識や規範に則って生きるということも選択できなければならず、ジェンダーを身にまとして生きていくことは否定できない。

すなわち、虎井は性別二元論のみならずそこから導かれる「性自認—肉体—性役割」の三者一体図式をも強く内面化しており、ジェンダーという概念自体を否定しているわけではない。むしろそういったジェンダーを取って自らに付与し、「なりたい性別」「なりたい自分」になろうという側面がある。

虎井が説いているのは、ジェンダーの必要性は認めるがそれを必要以上に内面化して性規範を立ててしまうことについての不必要さであろう。「男は男らしく、女は女らしくあらねばならない」というような規範が負荷を与えるようなことになっては、ジェンダーが「安定的に生活を送るための道具」ではなくなってしまう。そして一度そういった規範化作用がはたらくと、人々に深く浸透し影響を拭いきれなくなってしまう。性同一性障害の当事者たちはジェンダーによって苦しい思いをしつつも、望む性のジェンダーを必要としている。ジェンダーに関わるプラスの面もマイナスの面も経験的に知り得ている。このような「ジェンダーのダブルバインド性」からまとめられることは、“個人が自らのジェンダーの主導権をしっかりと把握しておく”ということであろう。決して、“ジェンダーが個人を規定”したりすることのないように。

次に、性同一性障害の当事者とその周囲の関係に焦点をあてていきたい。すなわち、周囲が当事者をどのように認識し位置づけていたのかという問題である。ここで引用したいのは、成長の過程で体毛が濃くなっていったという身体的変化を受けて周囲が示した反応や、虎井と同性であると認識していた友人たち（女の子たち）の反応である。

「虎井って、ほんとに女？」と、よく男の子に訊かれた。＜中略＞誕生日に、「虎ちゃんになにあげたら喜ぶのかさっぱりわからない」と言われたり、「虎ちゃんを遊びに誘っても『おもしろくない』と思われそうでこわい」と言われたりした。それを言うのはいつでも女の子だった。男の子からは性別を疑われ、女の子からは「自分たちと違う子」と思われていた私は、やはり“少年”だったにちがいない。(36-37)

この引用から明らかなことは、周囲が虎井を認識する際に若干の混乱を抱いていたということである。これは小学校高学年時のエピソードのようなのだが、当然のことながら成長期とともに身体的な変化は顕著になっていく。そういった変化の過程を周囲が認識する際に、混乱（性の認識に対する揺らぎ）が生じていると言える。しかし、ここにもまた確認しておかなければならない暗黙の前提がある。それは「虎井は女性である」という認識が周囲の人々に共有されていたということである。ここで周囲が示した反応は、すべてこの前提に端を発している。

「虎井は女性である“はずなのに”そうは見えない部分がある。」

周囲は「虎井は女性である」という認識を形成していた。しかし、それを突き崩すような違和感（＝ジェンダー）を感じ取ったために混乱したのである。

女性としての認識がすでに形成されていた背景には、虎井の名前や出席簿上での性別区分など彼を「彼女」に仕立てていた要素の存在が考えられるだろう。すなわち、周囲は本人と向き合うことによって虎井を女性として認識していたわけではない。虎井に関する様々な情報や人物イメージを成り立たせている要素を基に認識を形成していったのである。しかし、虎井個人に目を向けてみるとそういった認識に一致しないジェンダーが読み取れたために、混乱が生じたというのが一連の過程であろう。

では、虎井本人のジェンダーを読み取った周囲が「虎井は女性らしくない」ということを暗に語っていたとき、虎井自身はどのように感じていたのであろうか。この点についても考えてみる必要がある。虎井にとっては、自分が男性であるということが基本である。身体的には女性でも、男性として扱われ男性として周囲から認識されることを期待していたはずである。そういった意味では周囲の認識が一部崩れて、男性としてのジェンダーを認められたという感覚があったことも考えられる。周囲の者の立場としては、虎井を女性として認識しておきながら「女性らしくない」というのは失礼だと感じていただろうが、本人にしてみれば「男性らしいところがある」という意味にもとれるので、逆に性自認を認められたという感覚で肯定的に捉えられていたのかもしれない。

また、同様のことは次の箇所にも表れていると考えられる。予備校時代のことらしいのだが、周囲が虎井を「ホモの美少年」あるいは「女っぽいゲイの少年」と呼んでいたというのだ。これは「周囲からは女性として認識されているだろう」という虎井の考えが覆されたことにもなる。この経験について、本人は次のように語っている。

つまりなんの治療をしなくても、〈男っぽい女〉ではなく〈女っぽい男〉に見えていたわけである。(54)

「ホモの美少年」や「女っぽいゲイの少年」という言説からは同性愛者に対する偏見的なイメージが読み取られ、このバイアス自体を取り上げることもできようが、ここではその点については問題としない。重要なのは、虎井が男性として周囲に認識されることもあったということと、そこにはやはり本人のジェンダーが介在していたということである。

第2章 事例への接近と考察

しかしながら、虎井はこれらのエピソードとは全く正反対の経験もしている。いくら女性らしくないといわれたことがあると言っても、それは本人の一面のみから判断された特殊な事例に過ぎないのであって、やはり大方の場合は女性として認識されていたようである。自らの性自認は男性であるにもかかわらず、周囲からは女性として認識される。そのもどかしさや葛藤といった心理状況を考えていくために、次の引用をみていきたい。

このエピソードは、虎井が中学時代に音楽を通じて知り合った中川という男性の友人との関係について述べたものである。二人は非常に親しく、クラブ活動の際にいろいろな音楽の話をしたり楽器を演奏したりと様々な経験を共有していたという。虎井は友人として、正確に言えば「男友達」として中川との親交を大切にしていたわけだが、周囲は二人の関係をそのようには認識してくれなかったようである。

しかし私はどうしても、男子と女子の一組だと思われることは我慢がならなかった。男同士の友だちになれないのであれば、最初から深く付き合うことなど考えないほうがいい。＜中略＞ 似たような体型で二人で並んで笛を吹いていると、よく笑われた。「似たもの夫婦！」などとからかわれた。そんなことを言う奴の目玉をえぐり出してやりたかった。(44)

あくまでも男同士の友人として友情を深めたいと考えていた虎井の立場に立てば、おそらく中川と接している時間は自分の中で唯一「男性になり得る時間」だったのではないだろうか。女性として位置づけられ、いくら自分は男性であるという意識があったとしてもそこからは逃れられないという状況が虎井を縛りつけていたのだ。そういった中で心理的な解放を模索し、男性としての自分を実現する場として、あるいは男性としての自分を受け入れてくれる場として中川との友情関係が位置づけられていた可能性は高いと考えていだろうか。

しかし、周囲は二人をそのような関係には位置づけなかった。やはり周囲にとって虎井は女性であり、中川との関係は男女の関係として認識されていたのである。二人の関係をからかうような周囲の言動は、虎井から“自分らしさを取り戻す場”を奪ってしまうものであった。だからこそ、虎井にとってそのようなからかいは屈辱的なものであり、絶対に認められないものだったのである。無論周囲にとってみれば、意図的にそのようなことをしていたわけではないだろう。しかし無意図・無意識のうちになされるからこそ、当事者側はどこにも思いをぶつけることができず、ストレスフルな状態になっていったのではないだろうか。

更にここで確認しておきたいのは、この周囲が示した認識は異性愛規範に則ったものであるということである。男性（と認識できる人）と女性（と認識できる人）が一緒にいる。あるいは、何か行動を共にしている。この両者の関係を考えるとき、それだけの状況しか明らかになっていないにもかかわらず、「男性と女性だから」という理由だけで周囲が二人を性愛関係に位置づけるということは一般によくみられることである。すなわち、男女関

係と性愛関係がイコールで結ばれるという図式が、人々の人間関係認識に強大な影響力を持っているのである。この前提が成り立っていたために、虎井と中川との関係は誤解されからかいの対象となったと考えられる。

また、男女の性愛関係のなかで女性として位置づけられたという事例とはまた異なるのだが、もっと直接的に女性として生きることを強制されそうになった経験として、高校時代の進路指導についてのエピソードがある。

「もはや手術まで数年となった」と日夜考えていたこのころは、進路指導の先生に「S女子大なら推薦でいれてやる」と言われたとたん、即座に断るほど心持が徹底していた。自分が“女子大”に入る資格があると思われていることすら我慢がならなかった。(52)

「“女子大”に入る資格」とは、いうまでもなく女性であるということである。女子大に入学するということは、当事者自らが自分の存在を女性として位置づけ、女性として大学生活を送ることを認めたことになる。虎井の性自認は男性なわけだから、本人にとってみれば「周囲が全て女性という状況の中に男性一人で存在しなければならない」というイメージだったのだろう。違和感あるいは異物感とでもいうべき感覚が湧くのは必至である。

更にここで考えられることは「女子大の学生」というラベリングが与える社会的なまなざしの問題である。一般的にこのようなラベルにはどのようなイメージが付与されているであろうか。これは、筆者独自のジェンダー・バイアスかもしれないが、例えば女子大出身であるというだけで「お嬢様である」という認識を抱いたり、「女性らしさが備わっている人である」というような勝手な印象づけを行ったりすることがある。つまり「女子大の学生」というラベリングによって、男女共学の学生よりも女性として期待されるジェンダー（性役割）が強められるのである。もし虎井もこのようなイメージを抱いていたのだとすれば、女子大への入学拒否感はより一層強固なものだったと考えられる。女性であると認識されるだけでも強い葛藤が生じるのに、それを一つの社会的な地位や資格として利用するということは、女性という性が個人にとっての“前提”になるということであろう。

いくら女性としてのジェンダーを強く求められても、自己の性自認に従って生きることしか考えられない。その悲痛とも言うべき訴えが次のような箇所にも表れている。

どうしても自分が男ではないとは思えなかったのだ。自分がとてとても女性的であるということを識っていても、どうしても「女であるからそうなんだ」と思うことができなかつたのだ。＜中略＞ 身体ではなく、頭の中の性に忠実でありたかつたのである！（82）

第2章 事例への接近と考察

このような強い信念によって、虎井は性転換手術を受け身体的な性別を変更するという手段に出ることになる。それが、男体を手に入れ本来の自分（＝男性）の姿で生きていくための唯一の方策であると考えられたからである。

結果的に他者のまなざしや周囲からの認識としてのジェンダーは、本人の性自認を歪曲し無理やりにでも外見上の性を絶対化させようとする強大な権力として当事者に作用していることが読み取れる。ここではジェンダーとそれに付随する性の規範が、当事者の心理に複雑に絡み合い葛藤を呼び寄せている実態が明らかとなった。虎井の事例においては、女性として周囲に認識されながらその認識が覆るという経験も存在したが、たとえそのような経験があっても結局は両性の狭間で性別違和に苦しまざるを得ない状況は変わらず、当事者の性自認とジェンダーとの不一致は継続していたわけである。

これは、人々によって規定されるジェンダーの領域においては“自分らしさ”を追求していくことに限界があるということを示していると考えられる。すなわち男として認識されることを望み男としてのジェンダーをまとうことによっていくらか「本当の自分（男）」になろうとしても、完全に自分らしさを実現することは困難なのである。このジェンダーの領域における自己達成の限界感については、それがどのような作用を及ぼすのかなどセクシュアリティとの関連も含めて、更に考察が必要であろう。

2.2.3. セクシュアリティ（性愛）について

続いて本項では、性同一性障害の当事者が自身のセクシュアリティについてどのように語っているかということに着目して言説を追っていく。

先にも述べたとおり、本稿においてセクシュアリティとは、欲望の体系としてまとめられる身体的欲求（身体接触に関する欲求）のなかでも「性愛欲求（性欲）」を意図している。そして、そういった性的な欲求の向く対象としてどのような人物を選択するのか、その対象とどのような人間関係を構築しようとするのかというような、いわゆる「個人の性愛の在り方」までを含む概念として用いていることを改めて確認しておく。

ところで、性愛の在り方という部分までが議論の対象となるならば、それをどのように分類するのかといったことについても明らかにしておく必要がある。本来、人の性愛について分類を試みるということにはあまり深い意義は見出せないと考えられる。なぜならば性愛の形や性表現などというものは、広範な領域をもつ概念であり多様性も認められるものだからである。すなわち体系的な分類によって、性愛の在り方を整理しようなどという行為自体が不可能なのであって、人がそれぞれに捉える性愛の在り方はすべて尊重されるべきものなのである。

そのような前提は前置きできるとしても、セクシュアリティ研究の実際を考えた際に、大きな概念枠組みとして設定されているのは「異性愛」と「同性愛」という二者の対立構造である。無論、この二つにすべての性愛の在り方が包含できるわけではないだろうが、ここではこの設定を踏襲してセクシュアリティを捉えていくこととする。

性同一性障害の当事者が、自らの性愛を規定する場合に考えられる組み合わせパターンは、その当事者が FTM であるのか MTF であるのかという変数と、異性愛者であるのか同性愛者であるのかという変数によって決定されると考えられる。つまり、想定されるパターンは図7にまとめられているような4パターンである。

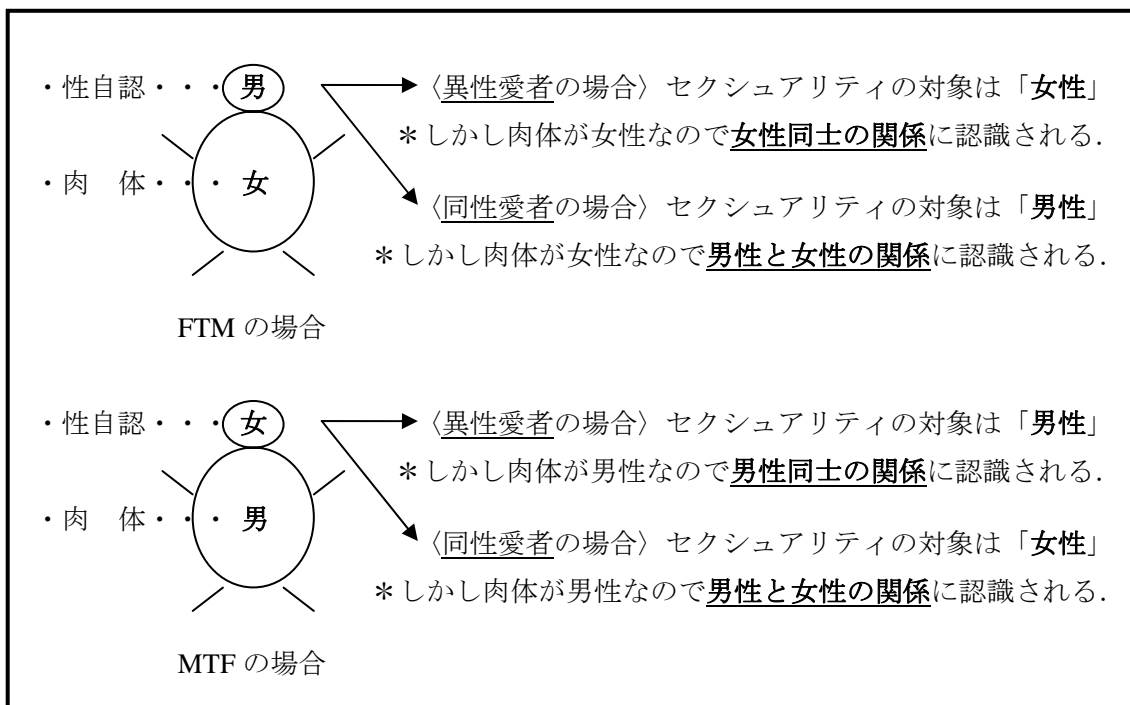


図7 性同一性障害の当事者に想定されるセクシュアリティのパターン

ここで注目したいのは、個々人のセクシュアリティと結果として周囲に認識される性愛関係の間にねじれが生じているということである。例えば、FTM 当事者で異性愛者の場合、性自認は男性であるが肉体的な性は女性である。すると、セクシュアリティは異性愛なのだから、性自認に従って男性にとっての異性、すなわち女性がその対象となるわけである。しかしながら、周囲からしてみれば（本人の性自認は男性であろうと）外見上肉体は女性なのだから、女性が女性をセクシュアリティの対象として位置づけているようにみえるわけである。

当事者は「男性—女性」という異性間の関係を欲しているのだが、周囲からは「女性—女性」という同性間の関係に認識されてしまう。ここに発生しているのは、このようないわば「ねじれの関係」である。

この関係は、性自認と肉体的な性が一致していない性同一性障害の当事者にみられる特有のものかもしれないが、自分自身が対人関係のなかでどのように規定されるのかという重要な意味づけを持つ関係性であると考えられる。前項における、虎井と中川の友人関係についての引用がいい例であろう。二人の関係はセクシュアリティの介在するものではなかったが、一種のモデルとしてこのパターンを適用すると、FTM 当事者で同性愛者の場合

第2章 事例への接近と考察

にあてはまる。つまり、虎井は（友人関係として）「男性と男性」という同性間の関係を欲していたのだが、周囲からは「男性（＝中川）」と「女性（＝虎井）」という異性間の関係に認識されてしまったのである。性同一性障害の当事者のセクシュアリティには、以上のような複雑な関係が存在していることを確認して言説をみていく。

はじめに明らかにしておかなければならないのは、虎井のセクシュアリティの位置づけであろう。虎井は、FTM 当事者で異性愛者である。このことは、自らの性欲が女性に向くものであるということを明示している次の引用から読み取れる。

性欲ということに関しては、女子全般—というか、女性のイメージに対して感じていた。特定の個人として憧れるのはいつも男だったが、性愛の対象としては女性を考えるのが、私にとっては当たり前だった。(47)

虎井が、性自認とジェンダーの狭間で葛藤し、様々な心理的な揺らぎを経験してきたことはこれまでみてきたとおりであるが、セクシュアリティに関しては非常に明確に述べている印象がある。これは、様々な性経験によって裏付けられたものであり、本人の自覚の下にセクシュアリティに関するアイデンティティが強く形成されていることを示している。

では、このように明確にセクシュアリティを語る事ができる根拠として、虎井の性的な経験を引用してみたい。

まず、高校生の時にみたという夢のエピソードである。

欲求不満の少年によくあるように私も、力で女性をモノにする夢をひんぱんにみた。実際にちょっと話をした女の先輩とか、いつもイジワルしてくる同級生などを、トイレに連れこんで暴行してしまう。快感とともに目覚めても、後味の悪いものであった。こういった夢は十代後半に多くみて、現実に満足しているいまは、さっぱりみない。「レイプは相手に罰を与えるためになされることもある」というけれども、身体的には女子高生であっても、夢のなかではペニスで女性に復讐することもあるというのは、性自認のなせるワザの恐ろしさではある。(47)

本人が「性自認のなせるワザの恐ろしさ」と述べているように、現実においては女性の肉体をしている虎井が、夢の中では男性としての肉体（男性器）を備え女性に暴行してしまうというストーリーは、二つの興味深い事柄を示していると考えられる。

一つ目は、やはり性自認あるいは男体への強い執着心がこのような夢をみせたという事実である。仮想現実の世界ではあるが、心理的作用によってそういった欲求を具体的に映像化したということは、それだけ「男性性」とその象徴としての「男性器」に対する思い入れが強かったことを象徴しているといえよう。

二つ目は、女性に対する性的暴行という行為が意味するものである。ここではその行為自体を問題として扱うことはしないが、そこから読み取ることのできる意味については触

れておかなければなるまい。なぜ、虎井はこのような夢をみたのか。それは、性的暴行が「男らしさの象徴」として位置づけられていたからであると考えられる。もっと正確にいうならば、虎井がそういった性規範を内面化し、「性的暴行＝男性のステータス」として捉えていたのではないだろうか。「力で女性をモノにする」という言い回しからも分かるように、男女の間の関係を力量で考え女性に対して力づくで性的な関係を迫るということは、男性という性の前に女性という性をひざまずかせ「男性が女性を所有する」あるいは「男性が女性を支配する」というような図式を象徴している。すなわちこういった行為は男性のジェンダーに回収されるものであり、虎井がこのような夢をみたのは性自認が影響したというよりは、その延長上にあるジェンダー（男らしさや男性としての性規範）の作用の方が強かったのかもしれない。

次に挙げるエピソードは、夢ではなく現実の経験である。先ほどのものに比べてセクシュアリティの表出は過激ではないが、当事者と性愛対象として位置づけられた女性の心理状況が分かりやすい箇所であると思われるので引用したい。

虎井が思いを寄せたのは、森田という女性である。これは二人が立ち話をしていた時のことである。

小柄で、おとなしい、おかつぱでハト胸の森田さん。私は瞬間的に急に彼女が愛しくなり、ホッペにチュッ!としてみました。— 悲鳴をあげて水道場に洗いに行かれたので、二度とはしなかったが。こういう衝動はこの時期、女の子と二人きりでいるときはよくあった。(51)

ここで注目すべきことは、接吻を受けた後に森田がとった行動である。「悲鳴をあげて水道場に洗いに行かれた」とあるように強い拒絶反応を示していることが分かる。虎井は男性としてセクシュアリティを表出したのだろうが、森田は女性からセクシュアリティの対象とされたという認識を抱いた。そして、森田はそのような女性同士の性愛関係は有り得ないと考えていたために、虎井のセクシュアリティの表出を拒絶した。すなわち、森田は異性愛規範（≡同性愛嫌悪）を内面化していたのである。元々二人の関係は仲のいい友人同士であった。しかし、関係そのものに対する認識は両者の間で異なっていた。森田からすればこの友人関係は“女性同士の関係”であっただろうが、虎井からすれば“男性と女性の関係”だったのである。森田の側にはセクシュアリティの作用する可能性はなかったであろうが、虎井の側には常にセクシュアリティの作用する可能性があったということになる。どこまでが友人関係でどこからが性愛関係なのかなどという議論は不毛だが、実際にこういった行為や衝動を幾度も経験しているという記述もあることから、虎井のセクシュアリティに関する意識はより明確なものとして把握することができる。

この経験は、先の図 7 で示したような「ねじれの関係」を証明するものである。すなわち、FTM 当事者で異性愛者である場合、当事者本人が男性としての性自認に基づいて女性

第2章 事例への接近と考察

との「異性関係」を求めても、肉体的な性別から女性同士の「同性関係」として認識されてしまうというパターンが明確に表れているのである。

このパターンにおいて最も悲惨であると思われるのは、性愛関係を結ぼうとしている両者が互いに異性愛者（あるいは同性愛者）であり性的な指向性は共通しているにもかかわらず、関係が誤認されることによって非当事者から拒絶されてしまい関係が成立しないという結果であろう。場合によっては、非常に強烈な拒絶反応を示され、両者の人間関係そのものが崩壊してしまうという場合も考えられる。虎井の場合は、この後二人の友人関係が崩壊するというようなことはなかったとされているが、問題は当事者のセクシュアリティ表出を受けた非当事者側（この場合は森田）が、この経験をどのように位置づけているかということにある。それに関しての考察は、当事者の意識を離れた問題であり本文に記述がないのでここではみていくことができない。

性同一性障害の当事者と非当事者の間において、セクシュアリティを介した経験がその後の両者の関係をどのように構築していくのか。また、周囲にどのような影響を与えているのかということについては、今後の研究の成果を待ちたい。

さて、現在筆者は、性的な経験の列挙によって虎井のセクシュアリティの明確な把握を裏付ける作業をしているわけだが、ここからは虎井自身も驚くほどセクシュアリティの位置づけをはっきりさせることができたという最も直接的な経験についてみていきたい。

これは、虎井が性転換治療の途中段階で経験したエピソードである。下半身の手術は行っておらず男性器はまだ形成されていなかったのだが、乳房切除をアメリカで行い一時帰国していた際にレズビアン女性と性交渉を経験したというのである。

引用の前に確認しておきたいのは、虎井の相手となったレズビアン女性についてである。この女性は、おそらく性同一性障害の当事者が性転換を行うということについての十分な理解を持ち合わせていなかったように思われる。それは、虎井の性自認に関係なく「肉体的に女性であるから」という理由だけで自らのセクシュアリティの対象になると考えたことがうかがえるからである。この場面におけるそれぞれの心理状況を図8に示す。

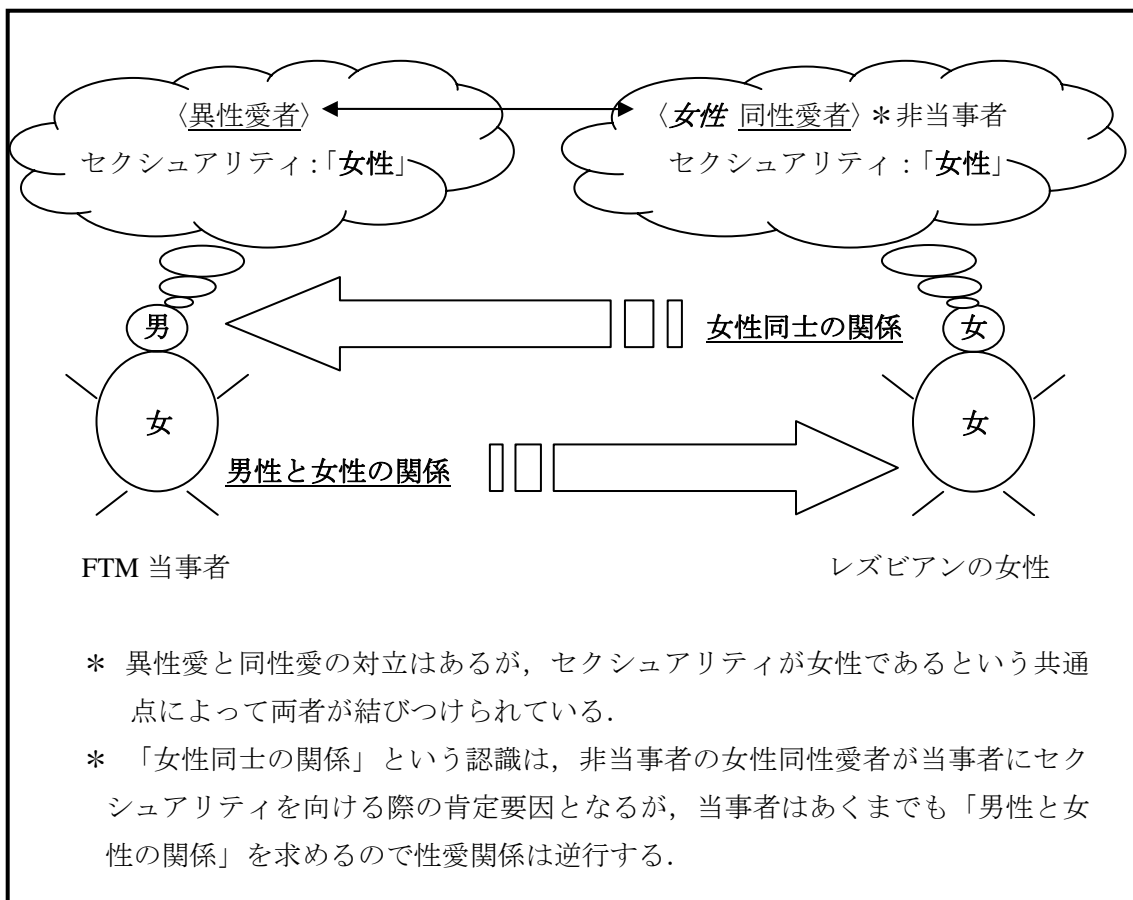


図 8 FTM 当事者で異性愛者の者とレズビアン女性との性的意識関係

FTM 当事者で異性愛者のセクシュアリティは周囲から同性間関係に認識され得ることはすでに確認したが、このレズビアン女性はそのような認識を当事者も持ち合わせているものと誤解してしまったようである。同性愛は、互いに互いを同性同士の関係として認識することによって成立する。今回の場合では、双方が女性同士の関係を認識していなければならない。しかし、虎井は性自認に従い男性として女性を求めるはずである。すなわち、当事者側としては女性同士の関係ではなく男性と女性の関係を認識することになるのである。

ここから明らかなのは、たとえセクシュアリティの対象が同じであっても、お互いの性別認識の相違によって性愛関係が成り立たない場合もあるということである。事実、このレズビアン女性は虎井との性交渉の最中に、虎井は男性であると認識し関係を拒絶しようとしている。つまり、同性同士という認識が崩れた途端、虎井はもはや自らのセクシュアリティの対象にはならないというわけである。

そういった部分まで読み取ることができるのが以下の箇所である。流れが分かるように三つの部分を連続して引用する。

第2章 事例への接近と考察

この晩、私は「やりたさ」のかたまりであった。軽蔑すべき野郎であった。しかしこのときは、真実そのことしか頭になかった。好きも嫌いもない。美醜もどうでもいい。レズビアンだろうとなんだだろうと、そんなことはまったく関係ない話だった。相手が女性でありさえすればよかったのである。(101)

事を始めたとき、彼女は少々抗った。「いや、やっぱり男の人だ！こわいよお」—私は狂喜した!!ものすごい喜び！（そうだよ、おれは男だよ。なんだと思ってたんだ！そして、そしてあんたは女なんだ……。）ふにゃふにゃくにゃくにゃすべすべしたその肢体は、すでに明らかに私とは異なっていた。女性はやはり異性であった！<中略>あれほど男性性に憧れて、もしかしたら自分は FTGM（フィメール・トゥ・ゲイメール＝女から男に性転換して男を愛する人）なのではないかとまで思ったこともある私だったが、相手が自分とは違う、という点にこれほどまで欲情するとは……。 (102)

このまま一生男相手にゲイの関係をもたなくても後悔しないけれど、女の人と男としての関係をもたないで生きていくことには、たぶん耐えられないだろう (102)

ここでまず注目したいのは、虎井が「相手は女性であれば誰でもよかった」というような感覚のもとに性交渉を行おうとしていたという点である。繰り返しになるが虎井の心理としては、自らが「男性として」女性と性交渉できるということが何よりも重要であった。そういった経験こそが、男性としての自分を存在させる証明になり得るからである。先に引用したレイプの夢の事例からも明らかであったように、女性との性交渉を自らの存在証明として位置づけたり、男性らしさを身につけることを目的として行ったりするという意図が認められるのは、当事者本人が強いジェンダー規範にとらわれていることによるものだろう。

そして二つ目と三つ目の引用にもあるとおり、「相手が異性である」ということに強く欲情したということと、同性との性交渉は自ら積極的に望まないが異性との性交渉は人生において必要不可欠なものであると位置づけていることから、虎井のセクシュアリティはこの経験によって明確なものとなったといっても過言ではない。つまり、以前から何となく抱いていた女性への思慕を、はっきりと性的な対象に対する欲求であったと位置づけることができたのは、この性交渉がきっかけだったのである。そして、自らの性自認が男性であるという意識から「自分は異性愛者である」というアイデンティティを持つことができたのである。

これは結果論的な導きにみえるかもしれないが、実際のところ虎井はこの経験をするまで自らのセクシュアリティに関して非常に混乱していることがわかる。それは「同性愛との混同」として表れている。

二つ目の引用のなかで「もしかしたら自分は FTGM なのではないかとまで思ったこともある」という告白をしている点や、三つ目の引用において同性愛と異性愛を比較するよう

なかたちで位置づけていることをみると、虎井のなかで「同性愛」というキーワードは、自らのセクシュアリティを語っていく際にはずすことのできない一つの概念として作用していたことがわかる。

実は、この「同性愛との混同」の記述はここだけにみられるものではない。たとえば、自分の小学校時代や中学校時代を回想し「やはりあのころから自分は“少年”であったにちがいない」という自覚を述べた上で、次のように語っている。

ところが関心をいだくのは、いつも男の子だったのである。好き、というよりは「自分がああだったらなー」と思うような少年たちを、私はいつも眼で追っていたのだ。 (37)

ここには直接的に「同性愛」という言葉は登場しておらず、どちらかというところをあこがれを抱いていたという程度の記述であると考えるのが妥当だろうが、“少年”が“少年”に関心を抱き「いつも眼で追っていた」という関係を位置づけるものとしてなにか言葉をあてなければならないとするならば、一般的な感覚では「同性愛」という言葉が配置されるのかもしれない。虎井自身、この経験を次のように言い換えている。

女の体をした少年が同性愛に近いほどの憧れをもって、同性であるところの少年たちを見つめている (38)

筆者の私的な印象ではあるが、おそらくこの表現こそが、虎井の身体と心理的な状況を最も簡潔に言い表しているのではないと思われる。虎井自身の実感としてこのような感覚であったということが非当事者にもストレートに伝わってくる。ただし、本人がその当時からこのように客観的かつ冷静に自分自身をみつめていたのかは定かではない。

また虎井は、高校時代に知り合った原田という友人との関係についても次のように述べている。

結局私は原田の才能、のちに美貌にも惹かれ、ほとんど同性愛じみた慕い方でもって友情を欲し、ついには自分自身が原田になりたい、というところまで思いつめたようである。 (46)

これらの引用に共通していることは、「同性愛に近いほどの憧れ」とか「同性愛じみた慕い方」というような表現である。そこには、虎井自身が「あえていえばそういう言い方になる」というようなやむを得ない選択として「同性愛」という言葉を用いたことが表れているようにも思える。

しかし、憧れとか慕い方についての表現として、性愛関係を定義している「同性愛」という言葉が用いられたのはなぜであろうか。これは極めて興味深いことである。

第2章 事例への接近と考察

改めて確認するまでもないことだが、性同一性障害と同性愛は別のものであり、特に当事者がこれらを誤認するあるいは混同するというようなことは考えにくい。もちろん性同一性障害が認知されたのは、虎井がこれらの経験をしてからしばらくたってのことで、当時は性同一性障害と同性愛の区分自体もなされていなかったのではないかと指摘はできる。しかし虎井は、(時系列において)現在の認識が通用する位置にいながら過去を回想することによってこれらの経験を手記にまとめたはずである。そうであるならば、自らが性同一性障害であるという自己認識もすでに抱いているはずであり、そのようななかであえて同性愛という言葉を用いることには何らかの意図(関係性)があるのではないかと推測することもできる。

本項では、性同一性障害の当事者が自己のセクシュアリティをどのように語っているのかということについて一つひとつの経験を意味づけながらみてきた。しかし、様々な経験(特に“男性”として女性と性交渉を行うことを中心として)から自らを異性愛者であると明確に位置づけておきながらも、その一方では「同性愛」という言葉を用いて他者との関係を語る不自然さについては疑問が残る。よってこの点については、考察の余地があると考える。

2.3. ジェンダーとセクシュアリティの関係性

さて、前節までの分析・検証をふまえて、ここからはジェンダーとセクシュアリティの関係性について考えていくこととする。

まず、ジェンダーとセクシュアリティについてわかったことを整理してみたい。

ジェンダーは、外見に基づいて他者が規定することが多い。そのため当事者の側には決定権がなく、本人の意思とは関係なしにジェンダーが決定されることとなる。非当事者はそういった他者規定が自分の望むものと一致していることから、問題なく性の同一性は保護される。しかし性同一性障害の当事者の場合は、他者規定が自分の望むものとは異なってしまうために強い葛藤がおこる。自分の望むジェンダーを保持することによって“自分らしさ”を追求していこうとしても、他者の規定したジェンダーを変更することはできず、そこに自己実現の限界感を感じてしまうのである。

また、セクシュアリティの意識は性的な経験をもとに、極めて明確にかつ強固な意識として構築されていく。性同一性障害の当事者の場合は、ジェンダーの作用によって異性愛が同性間の関係に誤解されたり、同性愛が異性間の関係に誤解されたりすることがあるため、当事者はそういった他者との関係性について戸惑う場合がある。たとえば、性的指向性は異性愛であるという自己認識を抱いていながら、同性との人間関係をすぐに「同性愛」という言葉に結びつけて捉えようとする場合などが指摘できる。

このように概観してみたなかで最も興味深そうなのは、やはり「同性愛との混同」についてである。なぜこのような言説がみられるのか。ジェンダーとセクシュアリティの関係性を論じていくにあたっては、この点を着眼点としたい。

「同性愛」をキーワードに両者の関係性を考察していくと、大きく二つの可能性が浮かび上がると考えられる。

第一は「性同一性障害の当事者がジェンダーの重圧に耐え切れなくなったことにより、セクシュアリティの領域において自分自身の解放を目指した」というものである。

これは、虎井が「ホモの美少年」あるいは「女っぽいゲイの少年」と呼ばれたという経験を参照したい。ジェンダーの項でこのエピソードを紹介した際には特に引用しなかったのだが、虎井はこのように自分が呼ばれていることを知って否定するどころか「いいですねエ（54）」とむしろ歓迎するような反応をしている。

なぜ、同性愛者であるということを肯定できたのか。様々な性経験に基づいて異性愛者であるということを強調しているにもかかわらず、なぜ周囲から同性愛者ではないかと疑われたときに「それでも構わない」と思うことができたのであろうか。それは、非当事者への問いかけとして虎井が語っている部分にヒントがある。少し長いですが、引用する。

私を男としてみたら、まったくもってゲイに近いような趣味嗜好の持ち主ではないだろうか。＜中略＞ 私は、「女が好きだから男になりたい」と思ったわけではけっしてない、ということだ。多くの人々は同性愛の延長上に性転換を考えているが、そんなことはないのである。私のように「男も好き」なFTMTSもいるのである。同性愛者の問題は、性的指向—この場合は性愛の対象が同性であること—であり、性転換者の問題は性自認—自分自身がどちらの性でありたいか、ということに尽きる。性自認に従えば、私の同性愛の相手は女性ではなく男なのである。そしてその場合、相手の男にも私自身を男だと思ってもらわなくては、関係は成立しない。同性同士でなくてはダメなのだ。ゆえに私を男と認識してくれる相手であれば、男女どちらでもかまわないということになる。自分が男であるということがなによりも大事なのだ。（61-62）

21

ここで重要だと考えるのは、最後の一文である。

すなわち虎井にとっては自分が男性として認識されることが至上命題であったわけで、それが満たされるためであれば、同性愛者として認識されたとしてもかまわなかったわけである。ジェンダーの領域では強烈なまでの他者による規定を否定することができず、本当の自分（虎井の場合は男としての自分）を押し込め、その重圧に耐えなければならなかった。しかしながら、セクシュアリティの領域において「ホモ」であるとか「ゲイ」であると認識されることは、自分自身の性的指向には反するが「男性」として認識されていることに変わりはないのである。つまりこれを肯定することによって、当事者は自己実現をはかっていくことが可能となる。

²¹ 引用文中に「私のように『男も好き』なFTMTSもいる」と性的指向が同性に向くと捉えられるような発言もあるが、これは虎井が『女が好きだから男になりたい』と思ったわけではけっしてない」ということを強調するために戦略的に用いている手法である。虎井の性的指向は、何度もくりかえしているように異性愛である。

よって、第一の可能性である「性同一性障害の当事者がジェンダーの重圧に耐え切れなくなったことにより、セクシュアリティの領域において自分自身の解放を目指した」というのは、自らのセクシュアリティ（異性愛者であるということ）を犠牲にしても、ジェンダー（男性として認識されるということ）を重んじるという点から、図9のように定式化できる。

ジェンダー > セクシュアリティ

図9 第一の可能性におけるジェンダーとセクシュアリティの認識関係

第二は「当事者が同性に対して示していた強い憧れが性愛にまで昇華し、その憧れの対象にセクシュアリティが作用していた」というものである。

これは、虎井自身は異性愛者であるということ述べているが、実際は本人の無自覚なままに同性愛だったのではないかと疑うものである。自らの憧れや変更先の性への強い思慕について「同性愛じみた」とか「同性愛に近いほどの」という表現を多用しているにもかかわらず、結局のところ異性愛者であったという告白は、その憧れや思慕が性愛の感情と同一視されていたことをうかがわせる。すなわち、憧れや思慕が性愛と区別できないとなれば、同性愛者であった可能性も否定できないのではないかと仮説から導き出した可能性である。

ただし、憧れ・思慕・性愛が区別できない一つ概念（＝セクシュアリティ）であったとしても、言説レベルでの使い分けがみられることやそれぞれの対象に対する欲求の形態が異なっていることから、当該の局面においてみせる面が違うものであるとは考えられる。すなわち、憧れや思慕は昇華（状態変化）して性愛と認識されるのである。

では、仮に虎井が同性愛者であったとして、同性に対する強い憧れを性愛に昇華させた要因は何であったと考えられるだろうか。それは、やはり性同一性障害の当事者にみられる強い性別違和（セックスの問題）と「同性」あるいは「同性同士」というものに対する強い執着であろう。これは、前節における数々の引用からすでに明らかなことであり、非当事者の想像を越えるものである。

よって、第二の可能性である「当事者が同性に対して示していた強い憧れが性愛にまで昇華し、その憧れの対象にセクシュアリティが作用していた」というのは、自らのジェンダー（男として認識されること）に対する主張やこだわりよりも、セクシュアリティ（憧れ・思慕）を重視しそれを思いつめた結果としてセクシュアリティ（同性愛者であるということ）の作用を生んだという点から、図10のように定式化できる。

ジェンダー < セクシュアリティ

図 10 第二の可能性におけるジェンダーとセクシュアリティの認識関係

ここにジェンダーとセクシュアリティの関係性について二つの可能性を示したが、それぞれの妥当性を考えるとき、第二の可能性については妥当しがたいものと評価することができる。それは、虎井が「ジェンダー < セクシュアリティ」という第二の可能性の定式に沿った生き方を仮定できているにもかかわらず、「ジェンダー > セクシュアリティ」という第一の可能性の定式を自ら選択して生きていることが次の引用から確かめられるからである。

高校時代、もし手術のことを知らずに人生を模索していたならば、あるいはレズビアンの男役として、かなりモテていたかもわからない。(52)

これは、性転換手術のことを知らなかった場合の仮定であるが、「レズビアンの男役」という表現に注目したい。

もしも手術を受けられなかった場合、虎井は女体のまま生きていくこととなる。これは結局、男性としての自分を捨てることにもなる。しかしながら、女体であっても「レズビアン」であれば同性の関係を持とうとする女性との性交渉に及ぶことができ、男としての性自認をもつ虎井にとってみれば「異性愛」を貫けることになる。

すなわち、虎井がここで行っているのは、自らのジェンダー（男性として認識されるということ）を犠牲にしても、セクシュアリティ（異性愛者であるということ）を重んじるという第二の可能性の定式に基づいた仮定なのである²²。

虎井は、このような仮定を抱いていながらこれを選ばなかった。もちろんそれは高校時代に性転換手術のことを知っており、実際にそういった手段にでたからであるが、「セクシュアリティよりジェンダーを選ぶか（第一の可能性）」または「ジェンダーよりセクシュアリティを選ぶか（第二の可能性）」という選択肢は性転換手術の知識の有無にかかわらず抱くことができていたことになる。

そのような状況のなかで、第一の可能性の定式に基づいて生きたということは、結果的には「セクシュアリティよりもジェンダーを重んじる」という虎井の認識が存在していたと考えられるのではないだろうか。換言すれば、このことはジェンダーがセクシュアリティを規定するという構図を示しており、性の問題について敏感な性同一性障害の当事者で

²² 虎井自身が異性愛の立場から立てた第二の可能性と、虎井は同性愛者であると仮定して筆者が提示した第二の可能性の相違は明らかである。この時点で、筆者が提示した第二の可能性は完全に否定される。

第2章 事例への接近と考察

あっても、結局は自らのジェンダー認識によって生き方を左右されるという「ジェンダーの呪縛」を象徴しているのである。

第3章 セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチ

チ

前章では、性同一性障害の当事者が語る言説から様々な経験を抜粋し、セックス／ジェンダー／セクシュアリティの観点をもってそれぞれを意味づけた。そして、そういった分析を通じて得られた事項をもとに、ジェンダーとセクシュアリティの関係性について考察を施した。本章では、それを受けてこの研究を教育実践として活用するためのアプローチ法と可能性について論じていきたい²³。

本章は、前章までの論文の流れからは独立したものとして存在しているということを予め断っておく。ただし、ここまでの議論を踏まえていることも事実であり、前章における考察などを教育論から支えるという意義や側面があることを念頭においていただけると幸いである。

それでは、本章に適用する主張の前提や立脚点、考察及び検討を行っていく上での留意点などについて改めて提起したい。それらはおおよそ次の三点に集約される。

第一は、想定され得る学習段階についてである。本研究が包含しているジェンダー論やセクシュアリティ論を教育実践として捉えようとする時、どのような教科や科目で取り扱うべきなのか。また、どの校種において実践しようとするのかといった学習段階についての議論が必要となる。本稿が教科教育の論文であれば様々な段階についての可能性を模索し、根拠を示しながら学習段階を決定するのだろうが、ここでは筆者が高等学校の公民科の教員を志望しているということを優先理由としたい。よって、本章の議論は高等学校公民科を想定していることを前提とする。

第二は、本章の内容についてである。繰り返しになるが、本章は教科教育的な内容であっても本稿自体は社会学にアイデンティティを持つ論文である。よって教育的内容に関しては副次的にならざるを得ない。先行研究や実践事例なども扱えるものは多く存在すると思われるのだが、今回は必要最低限度にとどめ深入りはしていない。ゆえに考察が雑で浅いものという印象が拭えないかもしれないが、本稿の核となる論理は前章でありそちらに力点をおいた結果であると御理解頂きたい。

²³ 本稿はあくまでも社会学の領域に属する論文として位置づけているが、このような章を設けた意図は筆者の個人的事情による。筆者は現在、教育学部の学校教育教員養成課程社会科教育専攻に所属している。そして将来的には、学校教育現場に就職し本学部で学んだことや本研究の成果などを活かしながら、自分自身の教育実践を磨いていきたいと考えている。そういった個人の今後を含めて、大学で学んだことの集大成として本稿をまとめたという思いから、(社会学の範疇からははみ出しているが) 教育学的なテーマへの取り組みも本稿に盛り込むこととした。

第三は、考察の対象についてである。後にも詳述するが、学校教育のカリキュラムにおいてジェンダー概念やセクシュアリティ概念を捉えようとする、その存在の希薄さや位置づけの難しさに苦しむことになる。よってそれら二つの概念にとらわれることなく、今回の研究の対象事例であったセクシュアルマイノリティ全般に関わる考察も行っていきたいと考えている。

以上に基づいて論を展開していく。まずは、学校教育におけるジェンダー概念とセクシュアリティ概念について概観し、その後具体的な授業実践例についても検討していくこととする。

3.1. 学校教育におけるジェンダー概念とセクシュアリティ概念

本稿が、ジェンダーとセクシュアリティという二つの概念を主要概念として論を進めていることはすでに明らかであろう。ここでは、両者が学校教育のなかでどのように位置づけられているかということを考えていきたいのだが、その前提としてそもそも社会学という学問自体の位置づけはどのようになっているのかということについても触れておきたい。

現在の学校教育カリキュラムを概観すると、社会学という学問を体系的に学ぶことのできる教科や科目は、存在しないと言わざるを得ない。

現行における高等学校公民科の科目編成は、「倫理」「政治・経済」「現代社会」の三科目構成であり、「倫理」には倫理学・哲学・宗教学などが、「政治・経済」には政治学・経済学・法律学などの学問体系がそれぞれ充当すると考えられる。そして「現代社会」には社会学が充当するとも考えられるのだが、学習指導要領に示されている文言と現場での履修の実際からはそのようにはいえないと考える。

高等学校学習指導要領 第1章総則 第3款各教科・科目の履修等 1 必履修教科・科目 (3) によれば、これらの公民科の科目のなかで必履修となっているのは『現代社会』又は『倫理』・『政治・経済』である。すなわち現行における公民科の学習は「現代社会」1科目のみの履修であっても構わないということになっているのである。またこれは、学習指導要領の解説からも読み取ることができる。『現代社会』は、この1科目だけで教科の目標をも達成する科目（文部科学省 2002:11）であると明記されている。では、公民科の教科目標とはどのようなものなのか。ここで引用してみたい。

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。（高等学校学習指導要領 第2章普通教育に関する各教科 第3節公民 第1款目標 より）

そしてこの教科目標のもとに、以下のような現代社会の科目の目標が設定されている。

人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。（高等学校学習指導要領 第2章普通教育に関する各教科 第3節公民 第2款各科目 第1現代社会 1目標 より）

これらを参照すると明らかなように、公民科自体の目標が現代社会1科目でも達成できるように意図されているため、非常に広範な領域にわたって学ぶことが求められている。すなわち、これらすべてを社会学の学問体系として捉えるなどということは、いかに社会学の学問対象が多岐にわたるとはいつても不可能なのである。

また、現場における認識もこれに準ずるものがあり、公民科の主眼は倫理と政治・経済にあるのであって、現代社会は双方の要素を取り合わせただけの科目であるというような雰囲気が否めない。しかも、現代社会という授業名でカリキュラムが組まれているにもかかわらず、実際に行われている内容は政治・経済とほぼ同じものであるなど「現社の政経化」とでも呼ぶべき実態が往々にして存在する。

もちろんそれは、内容的に重複する箇所が多いという現実によるものかもしれないし、現代社会という科目の設立経緯に由来することなのかもしれないが、科目が異なるということの内容として反映させることができなければ、各科目それぞれの性格や目標などはすべて意味のないものになってしまうだろう。いずれにせよ、直接的に現代社会が社会学に結びつかないということは明らかである。

ただし、最近になって（高等学校段階に限らず）社会科系各教科のカリキュラムに導入されてきているテーマ学習や課題探求学習などの類は、その問いの立て方や問題へのアプローチ方法などの面において社会的な要素を持ち合わせているものであるといえる。

たとえば、現代社会の教科内容は二つの大項目から成り立っているが、そのうちの一つの項目である「現代に生きる私たちの課題」は、社会の諸問題について様々な観点からオリジナルの課題を設定し、追求型・探求型の学習を行うとされている。学習指導要領には、次のように記されている。

現代社会の諸問題について自己とのかかわりに着目して課題を設け、倫理、社会、文化、政治、経済など様々な観点から追求する学習を通して、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考えることの大切さを自覚させる。（高等学校学習指導要領 第2章普通教育に関する各教科 第3節公民 第2款各科目 第1現代社会 2内容 (1)現代に生きる私たちの課題 より）

そして、ここで対象とするべき現代社会の諸問題については「地球環境問題、資源・エネルギー問題、科学技術の発達と生命の問題、日常生活と宗教や芸術とのかかわり、豊かな生活と福祉社会」などが例示されている。

第3章 セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチ

テーマとなる物事や社会的事象の常識を疑い、意味を問い直すあるいは関係性を見直すなどの検証過程を経て「問題の本質は何か」ということを追求していくのが社会学であるとするならば、このような学習内容はまさに社会学的な系譜をひいているものと捉えることができるだろう。すなわち、(教科としてではないが)学習内容のなかに要素として社会学が散りばめられていると考えられるのである²⁴。

では、このような状況のなかでジェンダー概念やセクシュアリティ概念はどのように扱われているのだろうか。

個人的な印象としてジェンダー概念についての学習は比較的浸透してきているのではないかと考える。もちろん、ジェンダー概念の成立であるとかジェンダーの本質とはなにかというような高度な学習はなされていないが、我々の日常生活のなかでのジェンダー規範や性差意識に気づかせるというような試みは行われているようだ。たとえば、今回手に入れることができた教科書などをみると、現代社会においては「自分らしく生きる」と題した小単元が組み立てられており、そのなかでジェンダーの学習がなされている(資料1参照)。

²⁴ しかし、現場における指導の実際を考えると、このような課題探求の項目自体が取り扱われないという場合も多くみられ、結果的に学校教育のなかで社会学を学ぶ機会はほとんどないといわざるを得ない。

② 自分らしく生きる — ジェンダーを考える

「女らしさ」「男らしさ」という言葉に、あなたは何を感じるだろうか。あなたは「女(男)らしい」人だろうか。

●「らしさ」って？ ≡ 「女(男)らしさ」は、生物学的な性に付随するものではなく、社会的・文化的につくられた、「その性に属する人はこうあってほしい」という社会的な期待であり、性別役割意識(ジェンダー)とよばれるものである。たとえば、「妊娠するのは女性である」という認識は生物学的事実であるが、「家族を養うのは男性の仕事である」という認識は生物学的な事実ではないし、家族を養う女性も実際に多くいる以上、社会的な真理でもない。後者は、「そうであってほしい」と、その社会が期待する性別役割なのである。時代によって、社会によって、ジェンダーのありかたは異なっている。

●無意識にしみこむ ジェンダー ≡ ジェンダーは、無意識に私たちのなかにしみこんでいる。たとえば、恋愛で異性に期待する性質を聞くと、男の子は「すなおな」「かわいらしい」「よく気がつく」女の子がよいと答え、女の子は「包容力のある」「意志が強い」男の子がよいと答える傾向がある。

これらの性質はそのまま職業イメージにも結びつく。「すなおな」「かわいらしい」「よく気がつく」に違和感なく結びつく職業を探してみよう。「すなおな」「かわいらしい」「よく気がつく」看護婦、にはそれほど違和感はないが、「すなおな」「かわいらしい」「よく気がつく」管理職、には違和感がある。性別によって期待されやすい性質と職

① 性に関することは、よく「本能」という言葉で語られるが、社会的・文化的に形成されたものが多い。「本能」という言葉で絶対的なものだと決めつけることには注意しなければならない。

② 無意識にジェンダーの意識を刷りこむものとして、幼児向けの童話などもあるといわれている。「いつか素敵な男性があらわれて私を幸せにしてくれる」と信じることを「シンデレラコンプレックス」という。

やってみよう (ワーク)

ある日、父と息子が2人で高速道路を走行中、事故にあった。父親は即死、息子は救急病院へ運ばれた。運ばれた病院で、男の子の手術をしようとした外科医が、子どもをみて驚いた表情で、こういった。「私には、この子どもの手術をすることができません。じつは、この子どもは私の息子なのです」。さて、この外科医と子どもとのあいだには、どんな関係があるのでしょうか。 (『はじめて出会う社会学』より)

答: _____

自分のなかに「性」についての固定観念はないだろうか、考えてみよう。

【5】豊かな生活と福祉社会 41

出典：二谷貞夫 ほか 10 名（2004）高校現代社会—現代を考える—より

資料 1 現代社会の教科書にみるジェンダーの学習の実際

また、ジェンダー概念が関連する学習項目として最も多いのは、男女共同参画の問題であると考えられる。たとえば「男女共同参画社会」や「男女共同参画社会基本法」などは中学校社会科の公民の教科書などでも、太字のゴシック体で書かれたいわゆる重要語句になっている。国の施策として、男女共同参画社会の実現が目指されている現在、重要な学習内容の一つとして位置づけられていることがうかがえる（資料 2・資料 3 参照）。

7 個人と社会生活

未来の家庭 シミュレーション

あなたは、20△△年に結婚して新しい家庭を築いたとします。その立場に立って、考えてみましょう。

夫の分担

夫の分担

家事はどうするか。

仕事はどうするか。

ア、夫婦ともに働く。
イ、どちらか一方が仕事をやめる。
ウ、その他

子どもが生まれた

育児休暇を取るか。取るであれば、どちらが取るか。

ア、夫
イ、妻
ウ、その他

近いうちに、わたしたちにおとずれる問題ね。

親になった立場で考えることが大切だね。

自分の子どもはこう育てるぞ!

自分には許されなかったけど、子どもにはさせてやりたいこと

自分の子どもにはさせたくないこと

女性の社会進出のための企業内保育所

①「男は外で働き、女は家を守る」ことについての賛否 (総務庁編「第6回世界の青年との比較からみた日本の青年」)

国	賛成	反対
イギリス	60%	40%
スウェーデン	50%	50%
アメリカ	40%	60%
フランス	30%	70%
ブラジル	20%	80%
日本 (1998)	10%	90%
ロシア	5%	95%

②おもな国の国会議員(下院)にしめる女性の割合 (IPU (万国連合会) 資料)

国	割合 (%)
スウェーデン	45
南アフリカ	35
共和国	30
中国	25
イギリス	20
アメリカ	15
日本	7.3

③家族類型別世帯数の推移 (『第52回 日本統計年鑑』)

世帯タイプ	1960年	1967年	1990年	2000年
核家族世帯	183	187	39	4678
一人世帯ほか	-	-	-	1
その他の同居世帯 (父母と子ども)	-	-	-	1
夫婦のみ	-	-	-	1
夫婦と子ども	-	-	-	1

④男女共同参画社会に向けて

戦前のわが国は、個人よりも「家」を重んじる制度(家制度)をとっていました。戦後、日本国憲法では家族生活における「個人の尊厳と両性の本質的平等」(第24条)が定められ、法律の上では男女平等が実現しました。しかし、今日においても、「男は外で仕事、女は家で家事」といった、文化的・社会的な性差による役割分担の意識が、多くの人々のなかに残っていることも現実に見られます。

また、結婚すると、夫婦は同じ姓を名づけることが定められていますが、結婚しても以前の姓のままをよとする夫婦別姓への要求が高まり、現在、その方法が検討されています。

そのようななかで、ようやくわが国でも男女共同参画社会基本法が施行され(1999年)、男女の区別なく、個人として能力をいかすことができる社会づくりが進んできています。男女共同参画社会の実現には、保育や福祉に関する行政サービスの充実など、この法律を活用するための環境づくりが必要になってきました。わたしたち一人ひとりにも、性別にとらわれない生き方が求められています。

- * 家族・家庭の問題と抱き合わせで「男女共同参画」の語句が登場している。
- * 家制度と絡ませたかたちで性別役割分業の話題が提示され、更に「男女共同参画」へと学習が接続されている。

出典：田邊裕 ほか37名 (2004) 新しい社会 公民より

資料2 中学校社会科公民の教科書にみる男女共同参画の学習の実際

● 公正な社会を求めて

三 女性であろうと男性であろうと、人は自由に職業を選び、家族のありかた

を決め、生活していったよい。それは基本的人権である。しかし、そのことはこれまで十分に実現されてこなかった。

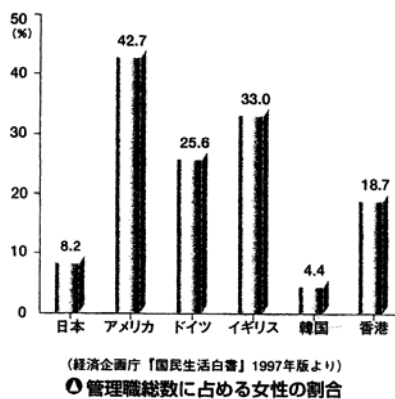
5 そこで国際社会では、1975年から「国連婦人の10年」が設定され、雇用の場における男女平等や女性の社会参加、男性の家庭責任の遂行が追求された。日本も国連の女性差別撤廃条約を批准し、これにもとづいて、家庭科男女共修の実現、男女雇用機会均等法の整備、男女共同参画社会基本法の策定を進めてきた。

10 男女雇用機会均等法は、1999年に改正法が施行され、努力義務だった「募集・採用」「配置・昇進」における男女差別が禁止となった。しかし、男子学生にくらべ女子学生の就職がきびしいという状況は大きくかわってはいない。女性は周辺労働力として、派遣やパートなど不安定な雇用状況におかれ、その賃金は男性の6割程度にとどまっている。国会議員や企業の管理職など社会により大きな影響をあたえるポジションにいる女性の比率において、日本は先進國中、きわめて低い状態にある。

20 こうした状況を積極的にかえる方法として、ポジティブアクションがある。アメリカ合衆国では、公務員の職種ごとの男女比率が、そこに住む男女の比率と同じになるように採用枠を定めている自治体もある。

④ 1999年の改正では、このほか、セクシャル・ハラスメント防止への事業主の配慮義務、均等確保のための事業主によるポジティブ・アクションにたいする国の援助が加えられた。

⑤ アメリカ合衆国ではアフーマティブ・アクションという。実質的な機会均等確保のため、数値目標などを設定し、差別による不利益を受けているグループにたいし特別な機会を提供する。



やってみよう (ワーク)

テレビや雑誌などのマス・メディアに流れている女性や男性のイメージにはどのような特徴があるだろうか。たとえば、雑誌を材料にグループで作業して考えてみよう。

- 1冊の雑誌をばらばらにして男性と女性の写真やイラストを切りぬき、大きな模造紙の右のほうから男性、左のほうから女性を貼っていく。
- 男性と女性について、年齢・姿勢・表情・職業などをみんなで分析する。

性による差はあるだろうか。あるとすれば、それはどのようなちがいだろうか。雑誌による特徴もあるので、複数のものを比較分析するとよい。こうした分析は、特定の時間帯のテレビCMなどでもおこなえる。

【5】豊かな生活と福祉社会 43

出典：二谷貞夫 ほか 10名 (2004) 高校現代社会—現代を考える—より

資料3 現代社会の教科書にみる男女共同参画の学習の実際

しかし、ここで留意しなければならないのは、男女共同参画の問題とセクシュアリティをも包含したジェンダー・セクシュアリティ関係論は混同できないということである。これらは系列としてそれぞれに独立した問題であり、ジェンダー概念を媒介した密接な関係

第3章 セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチ

はあったとしても、男女共に性役割から解放された社会をめざしていこうという共同参画の問題と、個人のセクシュアリティの在り方についての問題は何ら関係ないのである。

ゆえに、本研究の主眼であるジェンダーとセクシュアリティの関係性などを教育実践として行う場合、ジェンダー概念が男女共同参画に結びつけられている現行の学校教育カリキュラムにおいては、実現が困難であるといわざるを得ない。いくらジェンダーについての学習機会が存在するとはいっても、それは本研究の目指すところとは別次元の問題として設定されているからである。

なお、一般によく用いられる用語として、「ジェンダー・フリー社会」や「ジェンダー・フリー教育」という言葉があるが、このジェンダー・フリーという用語を用いることには様々な誤解や問題があるとして、混乱が生じている。

そもそもジェンダー・フリーとは「バリア・フリー」を語源とする造語である。障害のある人がバリア（障害物）なしに生きていくことができる状態、すなわち「バリアから解放された状態」をバリア・フリーというように、人々がジェンダーの規範（男らしさや女らしさなど）から解放されて自分らしさを追い求めることができる状態のことをジェンダー・フリーと言い換えたのだ。

この用語についての説明として、伊藤公雄（2002）は次のように述べている。

これまでのように、男と女という分類が強調されることで、実際に存在している個々の多様性が押し潰されてきた状況から、1人ひとりがそれぞれ「違う」社会へ転換していくことがジェンダー・フリーの課題なのだ。つまり、これまでの男・女の二区分ではなく、それぞれが1人ひとり「異なる存在」であることを、お互いに承認しあえる社会こそジェンダー・フリーの目標だ。（伊藤 2002:292）

すなわち、性別二元論で人の性が捉えられる現在の状況から、性別多元論への転換を提言するというのがジェンダー・フリーのもともとの意味なのである。

その一方で、内閣府の男女共同参画局ではホームページにおいてジェンダー・フリーを次のように説明している。

「ジェンダー・フリー」という用語は使用する人によりその意味や主張する内容は様々であり、北京宣言及び行動綱領や最近の国連婦人の地位委員会の年次会合の報告書などでは使われておりません。

また、男女共同参画社会基本法・基本計画等においても使用しておらず、内閣府として定義を示すことはできませんが、地方公共団体において、性別による差別をなくすなど、基本法に照らして、正しく定義している例も見られます。

なお、一部に、画一的に男女の違いを無くし人間の中性化を目指すという意味で「ジェンダー・フリー」という用語を使用している人がいますが、男女共同参画社会はこ

のようなことを目指すものではありません。（内閣府男女共同参画局ホームページより）

ここで述べられていることは、ジェンダー・フリーは多義的な概念であり性別多元論を訴えるどころか性別一元論として語られる側面もあるということ、そしてそれは男女共同参画社会とは似ても似つかぬものであるということである。もっといふならば「男女共同参画社会という理想的な概念が、ジェンダー・フリーなどという危険な思想と誤解される可能性がある限りこれを使用することは好ましくない」という忌避的な意図さえ感じられる。

以上のような理由から、行政の側がジェンダー・フリーという用語を用いて政策を推進するということは、ほとんどの場合有り得ない。一般的には「ジェンダー・フリー＝男女共同参画」として捉えられているような場合もあるようだが、行政の立場から考えるとそれは正確ではないということになる。そして、学校教育の現場においても、これを踏襲するかたちでジェンダー・フリーに関わる教育を排除しようとする動きが一部に認められるのである²⁵。

現代の社会や学校教育現場には、ジェンダー概念との結びつきが認められる「男女共同参画」が進展するなかで、ジェンダー・フリー思想は押しこめられるという構図が存在している。ここではジェンダー・フリーそのものを取り上げての検討はしないが、このような混乱のなかに位置づけられているという現状については確認しておきたい。

次に、セクシュアリティ概念についてみていく。セクシュアリティの定義は、先にもみてきたとおりであるが、もともとは性的な意味に拘束されない身体的欲求あるいは身体接触に関する欲求をさす概念であった。このような人間の欲求や欲望についての学習は、ほんの一部ではあるが行われていると考えられる。

たとえば、現代社会や倫理のなかで扱われる青年期の学習では、マズローの5段階欲求階層説が登場しているし、生理的欲求（一次的欲求）と社会的欲求（二次的欲求）などの区分についても扱われている。また、自らの欲求に従って自己実現を達成していこうとする際に人々が感じるであろう「葛藤（コンフリクト）」や「欲求不満（フラストレーション）」それに伴う「防衛機制」なども扱われている。つまりこういった概念との関連で、青年期の複雑な心理を理解していくという単元のなかに「欲求」の学習は位置づけられているのである（資料4・資料5参照）。

²⁵ たとえば、東京都教育委員会は2004年8月、都が推進する「男女平等教育」とは明らかに異なるものであるとして「ジェンダーフリー」という用語の全面的な使用禁止を都立学校長宛てに通知している。

これまでに自分が体験してきたことを「自分史」として書いてみよう。



① 時間や心にゆとりがなくなると、精神的な意味で「一人暮らし」「その日暮らし」の状態になり、将来への展望をもてなくなってしまう危険がある。

② 自立は、親や周囲のおとなの保護からはなれて自分の生活をきずいていくことである。自立とは、精神的な面だけでなく、経済的な面や社会的な面など、全体として自分らしさを十分に生かすことである。

② 青年期の課題

● **みずから生きる** 三 「いまの自分が好きですか」と問われたら、あなたはどうか答えるだろうか。

青年期には、他人と比較して劣等感をもってしまったり、周囲からの期待にこたえられない自分がダメに思えたりすることがある。自信を失い、自分にも周囲にも余裕(ゆとり)がなくなってしまうときもある。そんなときに、判断や選択をあやまることもある。

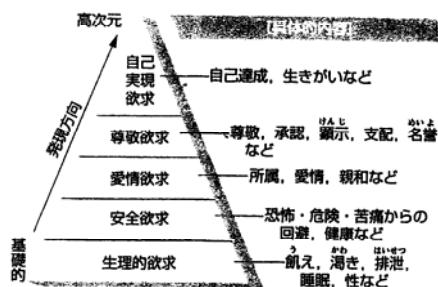
「いまの自分でいいのだ」と認め、自分を好きになる気持ちを自己肯定感という。この自分を生きていこうという意志と、それを実現していくことが自立である。自立した生活をきずいていくためには、青年期にいくつかの課題に向かいあうことが必要である。そのためには、学校での勉強だけでなく、仲間との人間関係や社会的体験が大切である。

青年期の課題には、(1)親からの精神的な独立、(2)職業選択と経済的独立への見通し、(3)配偶者選択と家庭生活の準備、(4)市民的な知識や態度、(5)社会的な行動への責任、(6)判断の指針としての価値の体系を学ぶ、などがある。

● **自己実現と生涯学習** 三 「なりたい自分」にかんたんに変身できるならば、どんなによいだろう。だが、現実には「この自分」しかない。それは、一人ひとりのかけがえない個性である。



①生涯学習——そば打ちを習う



人間は、より基礎的な欲求から高次元の欲求へと、自分の求めるものを高めていく。それは、自分自身を社会的に発揮していくことにもつながっている。

②マズローの5段階欲求階層説

60 第2章◆現代社会と人間

* 教科書本文には特別の記述はないが、青年期における関連事項として「マズローの5段階欲求階層説」が図示されている。

出典：二谷貞夫 ほか10名 (2004) 高校現代社会—現代を考える—より

資料4 現代社会の教科書にみるセクシュアリティ(欲求)の学習の実際

達段階で、私たちがどのように人とかかわってきたかが、自我同一性を確立していく青年期の過程では、重要な意味をもってくる。

ただし、自分らしさのわからない原因が、過去の間人間関係にあることがわかったからといって、その時点までさかのぼって人間関係を修復することは不可能である。現在の状況のなかで、なぜ過去にマイナスの部分が生じたのかを理解し、それを背負っていかなければならない。

そして、これから先、どのような人間関係をつくっていけばよいかを考えるべきだろう。私たちの能力や才能は、社会のなかで、人とかかわりを通して発揮されるものである。社会とのかかわりをしっかりとつくることによって、私たちの努力を現実のものとしていこう。

■ 青年期にある私たちはさまざまな欲求をもつが、社会とのかかわりにおいて生きる以上、いつも自分の欲求が満たされるとはかぎらない。相反する欲求の葛藤(コンフリクト)に悩んだり、欲求の実現がさまたげられて緊張状態(欲求不満, フラストレーション)におちいたりする。そのような状態になると、私たちは無意識のうちに不安をやわらげたり、自尊心を傷つけないように自己の精神を防衛しようとする。このはたらきをオーストリアの精神分析学者フロイトは防衛機制とよんだ。防衛機制には、欲求の実現をあきらめて忘れようとする抑圧、自分の失敗や欠点にもっともらしい理由をつける合理化、欲求をより高度な目標に置きかえ努力する昇華をはじめ、同一視、投影(投射)、反動形成、逃避、退行、代償などがある。

また、フロイトの弟子アドラーは、人前で話すことの不得意な人が努力して雄弁家となるように、劣等感を克服しようとする意識のはたらきを補償とよんだ。

老年期を迎え、自分の人生をふり返ったとき、肯定的な部分も否定的な部分も自分の人生として統合してうけ入れ、「これでよかった」と締めくくりたいものである。そのためには、各年代における発達課題の達成につとめ、ひとりの人間として、自己を形成していくことが大切である。

① 欲求は一般的に、身体にかんする生理的欲求（一次的欲求）と、他人に認められることを願う社会的欲求（二次的欲求）の二つに分けられる。

② アメリカの心理学者マズロー(A.H.Maslow, 1908~70)は、自己のもつ能力を最大限に実現しようとする自己実現の欲求を、欲求の階層の最高位に位置づけている。

第1章 青年期の課題と自己形成 ——— 15

* 倫理では確かに欲求も扱われているが、「欲求自体」というよりも「それに付随してあらわれる心理状況（コンフリクト・フラストレーション・防衛機制など）」の方が深く扱われている。

出典：菅野覚明・山田忠彰 ほか5名（2004）高等学校新倫理より

資料5 倫理の教科書にみるセクシュアリティ（欲求）の学習の実際

第3章 セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチ

しかし、性愛欲求や性的な指向性としてセクシュアリティ概念を定義した場合、そのような定義に合致した扱われ方をしている単元は皆無に等しい。それは、学校教育の現場においては性的な言動そのものがタブー視されており、人々のセクシュアリティ自体が隠蔽されているからであると考えられる。このことは、人権問題やマイノリティ（社会的少数派）の扱われ方をみても読み取れることである。

マイノリティの存在をどのように定義するかにもよるのだが、ここでは仮にエスニックマイノリティ・ハンディキャップマイノリティ・セクシュアルマイノリティという三種類のマイノリティを想定する。すなわち、エスニックマイノリティとは、民族として社会的に少数派とされるような人々のことで、日本でいえばアイヌ民族や在日外国人、部落出身者などが該当する。ハンディキャップマイノリティとは、先天的あるいは後天的要因によって身体に何らかの障害をもっている人々のことで、障害者や一般に治療が困難であるといわれる病気の患者（ガン患者や HIV 感染者）などが該当する。そして、セクシュアルマイノリティとは、性（社会的性及び生物学的性）に関する悩みを抱いている人々のことで、性同一性障害の当事者、同性愛者、両性愛者、半陰陽者、異性装者などが該当する。

これらにおいて、エスニックマイノリティとハンディキャップマイノリティの二つについてはよく教科書にも取り上げられており、共生社会の実現を模索していく重要性などが語られる。しかしながら、セクシュアルマイノリティについてはほとんど扱われていない。認知のされ方が他の二つよりも低いことや、セクシュアルマイノリティの人権自体がしっかりと確立されているわけではないなどということもあるだろうが、セクシュアルなこと（＝個人的・個別的なこと）を公教育のなかで語ることの難しさが作用しているという点も忘れてはならないだろう（資料6参照）。

読み物資料

……ボクが大学から帰る途中のことだった。向こうから、やはり学校帰りと思われる小学校低学年の男の子ら5~6人がやってきた。彼らは、ボクの姿を見つけると、口々に「何だあれ」「気持ち悪い」と叫んだ。このようなことは日常茶飯事、とくに気にも留めず、その場をやり過ごそうとした。その時だった。

「いいんだよ」
最後尾にいた男の子の発した言葉が不意にボクを襲った。「え？」ボクは振り返り、その子を睨視した。まわりの子も、「こいつは何を言うんだ」という感じで、彼の方を振り返る。その子は、さらに何かを言いたげだったのだが、そこは小学校低学年。後に続く言葉が見つからず、もう一度、呟いた。



「いいんだよ」
彼はきつと、「あのお兄さんは、ボクらの見慣れない変なマシーンに乗っているけれど、そんなことは関係ないんだ。ボクらとなんら変わりがない人なんだ」というような趣旨のことを言ってくれようとしたのだと思う。正直、驚いた。今回のように、子どもたちの好奇的になり、あれこれと単純な感想を述べられるのは、何もまれなことではない。が、それに対して「いいんだよ」というようなことを言ったのは、彼が初めてだった。

（取材経緯「五体不満足」より抜粋）

伝えないこと一本名を名乗る

僕が本名を名乗ってから二年半がたちます。それまでは「呼んで相手が呼びにくいし、仲の良かった友だちが離れて行くのが怖い」という思いで、日本学校に通う在日韓国・朝鮮人なら、だれしも極くであろう感情から日本名をつけていました。しかし、僕は、その感情を一掃して今、日本社会で生活しています。

確かに、日本名も自分の名前だと思っ時もありましたが、自分が何者なのかを追究していくうちに、本名を使用することにたどり着きました。現在、在日の若者で、本名使用者は「割程度」といわれています。親の世代が差別からの「避難所」として日本名を使用してきたことや、我々若者自身が差別について過敏になり、自分と向き合うのを避けてしまっていることがあると思います。特に後者は、自己否定にも大いにつながっています。本名を名乗るという行為は、非常に勇気のいることです。僕も十八年間、踏み切れませんでした。しかし、自分と向き合っていくことを忘れてはならないと思います。そしてそれは、日本社会における内なる国際化促進にもかけて反しなでしよう。(大学生21歳、1999年10月8日付新聞投稿欄より)

私が本名を名乗ってから十六年がたちます。そのときの思いは朴君と似通っていました。朴君にメールを送ると共に私が今思うことを、言葉に綴りたいと思います。本名を名乗ることで自分と非日本人を意識しますが、在日の若者の多くが自身は「日本人」という現実を見失っては覆れることとなります。実際、韓国へ行った時、在日は日本人と同じように扱われます。日本で生まれれば日本国籍で選挙権も当然あると誤解している人が多く、本国で在日がいかに知られていないか、が驚かします。新世代の在日はあくまでも本国を外国として意識するのが現実的でしょう。日本でも本名だと、日本語がうまいですねとか、日本語ではとが、突えることも不愉快なことも数限りなくありますが、大多数の在日にとって帰る所はここ日本だけという現実が、次世代について考える時、とりわけ重いものです。

では、やはり自分の出自を隠したまま生きていけばよいのかというと、そうではないです。いろいろな経緯から日本で生きる日本型外国人が存在し、それは皆むくことでも何でもないという社会のコンセンサスをつくり、自己肯定感を確立すべきでしょう。日本と韓国のはざまで押しつぶされて貴重な人生を無駄に消費せず、従軍の国家・国民に捕らわれない新しい価値観を提起していける、大きな人間に成長してほしいと思います。(フリーライター32歳、1999年10月11日付新聞投稿欄より)

一年前結婚したお姉さん、しあわせでしたか、そして、今、しあわせですか。
お兄さんとの結婚を、お姉さん、がんばりましたね。お兄さんの両親に、手紙を書いていたうらうらなんとかわかってもらおうと、その姿の真実だったこと、お姉さん、わすれません。

結婚式にも、お兄さんの両親は、出席しませんでした。くやしかったです。悲しかったです。思い出すたびに、いかりが、どっとなこみあげてきます。お姉さん、がんばりましたね。お兄さんの両親に、手紙を書いていたうらうらなんとかわかってもらおうと、その姿の真実だったこと、お姉さん、わすれません。

けれど、暗い思いが、どこかにあったでしょう。なにか、わりきれないものが、差別をして、何の価値があるのでしょうか。差別をする人は、何もわかってないのよね。お姉さん、そう思いませんか。

それでも、あきらめずに、お姉さん、がんばりましたね。お兄さんの両親に、手紙を書いていたうらうらなんとかわかってもらおうと、その姿の真実だったこと、お姉さん、わすれません。

けれど、お姉さん、あなたは、たえました。くやしかったです。お姉さんに生まれたことを、どんなにかのろったことでしょうか。わたしの何倍も……。お姉さん、花嫁姿は、きれいでした。しあわせだったでしょう。そのときは、

今は、お姉さん、ほんとに、しあわせですね。お兄さんと二人、道ばたにならんでる二つの石のように、なかよく、いつまでも……。よかったですね。よかったですね。(高知県中学生)

最近、長い付き合いの友達の一に、自分のHIV感染を話した。緊張していた私とは裏腹に、相手はこっぴどく抱きかかってくれるほどなり、本心に受け入れてくれた。一応心の準備をしていた私は完全に肩すかし状態。

その後、エイズという病気、私自身の状態、社会の偏見など、それまでは表面的にしか話せなかったことも、突っ込んで話した。彼女には、よくありがちな「やっぱり自分は感染者じゃないからわからない」とかいう堂々とした返事。感染者であるということを知り合ふ人は、どうしても私の「感染者」という部分が前面に出てしまう。でも、友人にしてみたら私が感染者であろうとなかろうと私は私であって、そういう見方の人とHIVについて話しては面白くない、新鮮な体験だった。

でも、家に帰って両親に「彼女に私の感染を話したよ。話して良かった。やっぱり持つべきもの

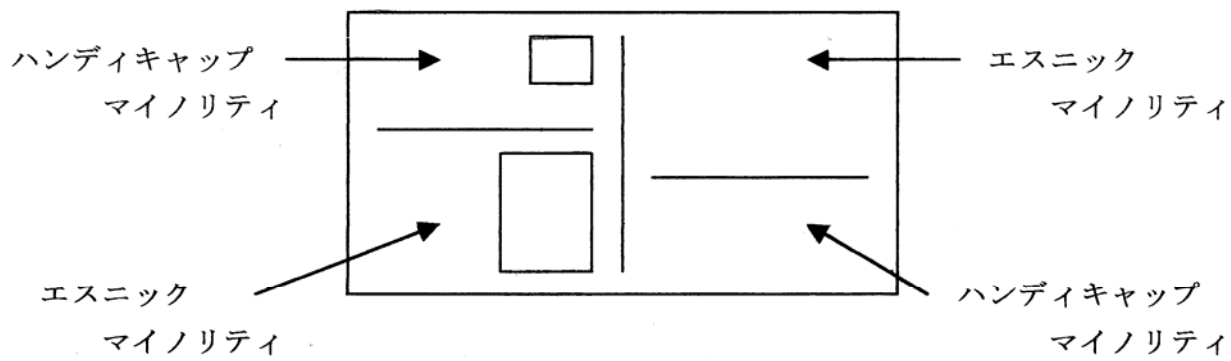
は友達」と言ったら、急に二人の顔色が変わった。父はまず一言「軽はずみなことをするな。もしそのことが他に漏れたら、私だけじゃなく家族にまで迷惑がかかるって。

母には「誰かに話すことで自分には楽になるけど、相手にはとてもストレスになるかもしれないし、結局あなたは自分中心にしか物事を考えていない」と言われた。私が彼女に言おうと思ったのは、自分の持っている荷物が重いから、誰かに半分背負ってもらおうという気持ちからではない。HIV感染から得た、素敵なものを分かち合いたいという気持ちからなんだ。

すごく前向きな気持ちで、自分にとっては自然な友人へのカミングアウトだったはずなのに、両親の反応を見たら自分がとても悪い事をしたような気がしてとまどっています。

(30代女性 ミニコミ路「HLVOICE」34号より)

< 縮小図 >



* これは「人権と共生社会」という小単元のなかの読み物資料であるが、いわゆるマイノリティの扱いはハンディキャップマイノリティとエスニックマイノリティに偏っている。

出典：田邊裕ほか37名(2004)新しい社会 公民より

資料6 中学校社会科公民の教科書にみるマイノリティの扱われ方

第3章 セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチ

もし、セクシュアルマイノリティについて学校教育の現場で語られることがあるとするならば、それはセクシュアルマイノリティ当事者を誹謗・中傷の的とし、揶揄する場合がほとんどであると考えられる。児童・生徒同士はもちろん教員がそのような揶揄の言葉を平然と用いることもある。

学校教育の現場には、そういった体制や暗黙の了解がすでに存在しているのである。そのため、たとえば性同一性障害の問題や同性愛者の人権などについて教材化して扱おうとするだけで、拒否的な態度をとられたりこの問題に真剣に向き合おうとしている教員が好奇のまなざしで見られたりする場合が発生する。

ここで述べたいことは、現在の学校教育カリキュラムの中にはジェンダー概念を学習する機会は存在するが、セクシュアリティ概念を学習する機会はほとんど存在しないということ。もっといえばジェンダー概念の扱われ方も微妙で、本研究の教育的実践を目指すのであれば、男女共同参画と切り離したジェンダーの問題設定が必要になるということである。ゆえに、もっとセクシュアリティ概念に関する扱いを明確にしていく必要性があり、更なるジェンダーの意識化を行って独自に問題を扱えるようにしなければ両者の関係性などについては語れないということがいえる。

このように、学校教育の範疇でジェンダーやセクシュアリティについて学ぶ環境は、まだまだ整っていないとはいえない。しかし、セクシュアルマイノリティの事例を扱った授業実践例はいくつか報告されているので、次節ではその一例を紹介していきたい²⁶。

3.2. セクシュアルマイノリティを扱った授業実践例の検討

セクシュアルマイノリティを教材として行われる教育実践は、高等学校公民科や社会科系教科のみが担えるというものではない。例えば、家庭科からのアプローチや保健体育科からのアプローチ、更にはこれらと社会科系教科との合科や総合的な学習の時間での実践などが考えられる。あるいは教科の枠によらずとも、セクシュアリティということに重きを置くのであれば性教育の観点から、マイノリティということに重きを置くのであれば人権学習や共生教育などの観点から教材化と実践の可能性を模索することも可能である。

そのような様々な取り組みのなかから、今回検討の対象とした実践事例は、兵庫県立星陵高等学校教諭の高田恭一（2004）による「性同一性障害について—安藤大将さんの講演会と現代社会の授業をとおして—」である。

本事例は、高等学校公民科における実践であるということとセクシュアルマイノリティの中でも性同一性障害を扱っているということ、更には当事者の講演会をもとに授業が組み立てられているなどの点から本章で扱うのにふさわしい事例であると判断した。

以下にその指導案を示し、検討していきたい。

²⁶ 報告されている実践例は、セクシュアルマイノリティ当事者の存在を家族問題や差別と共生の問題に結びつけて考えているものがほとんどで、筆者が目指しているような概念自体についての学習とは趣旨が若干異なる。しかし、ここではセクシュアルマイノリティを扱った実践が行われているということ自体を評価できるものと考えたい。

(1) 授業の概要

安藤さんの講演は、ご自身の成長とそれに合わせて「体の性」と「心の性」のギャップが大きくなる様子をたいへんわかりやすく伝えてくださいました。講演前に、新聞記事等を資料として生徒達は学習しましたが、感想にもあるように、自分なりにしっかりとお話が聞けたようです。多くの生徒の意識は、最初は残念ながら、表面的な好奇心に満ちた、いわゆる「キワモノ見たさ」にすぎなかったかもしれません。しかし、実際に目の前で語って下さる安藤さんの思い、苦しみ、願いが生徒一人一人に通じたことは間違いありません。そこで、折角のこうした機会をさらに生かすために、講演会の翌週から期末考査後（特編授業中）に1年生現代社会の授業で補足を行うことにしました。幸い担当者は高田と土居亜貴子常勤講師（本学同窓。社会学部2000年卒。）の2名であることから、土居講師の協力を得て、1年生全クラスで授業に取り組んでみました。なお、授業のモデルとして、「人間と性」教育研究所の杉山貴士先生の授業実践案（「同性愛・多様なセクシュアリティ～人権と共生を学ぶ授業～」2002.7月「人間と性」教育研究所（子どもの未来社）157～165ページ）を使わせていただきました。

結び 15分	②「家族」とは、「他者との情緒的な結びつき」が大切なのではないか。諸外国におけるボックス法（フランス）やドメスティックパートナー法（欧米）について紹介する。	資料4： 人権について積極的に知ろうとする姿勢を育てることが大切である。
	2 自分にとっての「家族」とは何かを再定義してみよう。 ①何を「家族」とするか、自己決定することが保障されるべきではないか？ ②人権としての把握し、共に考えていく姿勢が大切ではないか。「個人の勝手である」「私には関係がない」で済ませてはいけない。 ③自己の権利を尊重するように、他者の権利を尊重する姿勢が大切である。 ④「一人一人は違う存在である」ことを大切にすること。	

実際の授業では、特編授業（45分）であったことや、ワークシートの作業に時間がかかったり、活発に意見が出た班があるかと思うと、逆にあまり意見交換がなされなかった班があったりで、十分な進捗が出来ず、ワークシートの作業に終始する班がほとんどでした。作業を一通り行って、結びの部分を教師の側から講義形式で伝えるのが精一杯という状況で、杉山貴士先生の授業実践案を誠実に実施できたわけではありませんでした。許された配当時間が少なかつたため、中途半端な形になってしまいましたが、3学期の計画で補足する授業時間を確保しようと考えています。

なお、本稿には掲載しませんが、資料1は前掲の「同性愛・多様なセクシュアリティ～人権と共生を学ぶ授業～」(子どもの未来社) 98～99ページ、資料2は同じく157～165ページを引用しました。また、資料3は神戸新聞の切り抜き記事より作成しました。資料4は「性同一性障害はオモシロイ性別って変えられるんだヨ」1999.7月 佐倉智美著（現代書館）5～8ページを引用しました。

出典：高田恭一（2004）「性同一性障害について—安藤大将さんの講演会と現代社会の授業をとおして—」より

(a) 指導案（場所は、全クラスとも図書室で実施。）

導入 5分	1 安藤大将さんの講演を聞いた教科担当者の感想を述べる。 2 性同一性障害を理解するための予備知識 ①「体の性」と「心の性」があることを確認する。 ②文化的・社会的な性役割(ジェンダー)に従うことが当然とされている今の社会の風潮を説明する。 ③キンゼイ報告を例にしながら、性的少数者はたくさんいることを指摘する。	〈留意点〉 資料1： 用語の意味を再確認させる。
展開 10分 15分 5分	1 家族とは何か？ ①ワークシートの各事例に対して、家族と考えられるものに印を入れさせ、理由を記入させる。 2 話し合い 3 発表	資料2： ワークシートを完成させる。 班で意見交換を行い、各班の意見を聞く。
	1 家族法における「家族」や憲法24条の解釈 ①結婚を規定した憲法24条において、「両性の合意に基づいて」を「二者の合意」と読むことは出来ないか？	資料3： 新聞記事

資料7 高田実践における学習指導案

まず、全体的な印象として評価できる点を四点挙げたい。

第一は、当事者の講演会を基にした授業案であり、生徒たちの経験を学習に結びつけられているという点である。

一般の生徒にとって、セクシュアルマイノリティの当事者と接する機会というのは極めてめずらしく、貴重な体験だったのでないだろうか。高田の指摘にもあるように、最初

第3章 セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチ

は「キワモノ見たさ」が先行していたかもしれないが、講演会をきっかけに生徒一人ひとりの心境に何らかの変化があったとも考えられる。そういった生徒観が把握できるなかでこの授業実践がなされたことは、生徒たちの学習機会を逃すことのないような教員の支援であるということができるだろう。そういった観点からみれば、生徒たちの経験をすぐに教科指導に結びつけられており、高い学習効果を生んだ実践であったと考える。

第二は、「家族とは何か？」という考察が組み込まれており、生徒が自らの判断と集団解決に基づいた考察過程を経て、多様な家族像について考えることができるようになっていくという点である。

家族や家庭というものに関する学習として一般的なテーマは、核家族化や小家族化の問題、家庭の機能や役割の問題、ドメスティック・バイオレンスやパラサイト・シングルなどを含めた家族員の関係性の問題などが想定される。こういったテーマから切り込んだ際の学習は、現状を踏まえることによってこれからの家族の在り方を考えていくというようなパターンになることが多い。しかし、今回の実践ではワークシートを用いながら、家族というものを成り立たせている要素が何であるのかといういわば原点にたちもどり、新たな家族の可能性を模索するという流れになっている²⁷。自分だけの観点ではなく話し合うという活動を通して結論を出すので、独りよがりな考察やパターン化された結果に陥らないような展開が期待できる。そして、そのなかでなされた意見交換や結果の相違が、家族の多様性・人間の多様性を説くことにもつながっているのではないだろうか。

第三は、法律を根拠に現代の家族をめぐる様々な情勢について知ることができ、それをもとにした自分なりの家族を再定義できるようになっているという点である。

生徒がそれぞれの家族に対する自分なりの考えを明確にした上で、法的な根拠を確認しながら家族像を模索していくという学習は、まさに公民科の授業としてこの実践が組織されていることの象徴ともいえよう。また、通常の家族法ではやはり日本国憲法や民法などを手がかりとする場合が多いのだが、本実践では比較対象として外国の事例をひいている。特にボックス法やドメスティックパートナー法は、同性婚をめぐる議論のなかで注目されているいわば最新事情でもあり、知識として習得する価値も去ることながら時事的な関心を高めることにもつながる題材であろう。

そして第四は、授業の最終的な展開が人権学習につながっており、自己・他者ともに違う存在であるからこそ尊重しあわなければならないということの重要性を強調してまとめられている点である。

「一人ひとりが違う存在である」と説くことは、個人の尊厳や基本的人権の尊重についての理解を深められることはもとより、「性の多様性」についての理解を形成していく上でも非常に有効であると考えられる。人間としての存在が個々で異なっているように、性の在り

²⁷ ここではワークシートの内容について資料として転載はしないが、様々な家族の形態（一人暮らしや養護施設での同居、同性同士の同居の場合など）をイラストで提示し、それぞれについて家族だと思うかどうかを話し合わせ、結果を記入するという内容だったようである。

方も個々によって様々なのだという「性別多元論」を強調できるからである。そしてこれは、セクシュアルマイノリティ当事者が求める「性の多様性を認める社会」の前提となる論理でもある。指導案をみる限りでは、本時においてそこまでの展開は盛りこまれていないようだが、更に今後に期待できるものであろう。

このように評価できる点が多数存在しており、セクシュアルマイノリティを扱った事例として高田実践は優れたものということができる。

しかしながら、教育的効果を更に高めていくために、批判的な検討を行うことも可能である。以下に、再考の余地がある点として四点挙げておきたい。

第一は、性同一性障害自体をもっとクローズアップする必要性についてである。

当初、セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチの可能性を模索するということで本事例にたどりついたとき、筆者の関心はどのようにして性同一性障害という事例を生徒に理解させるのかという部分にあった。よって授業の方向性や内容としても、性同一性障害というものの自体の扱い方に着目し、その当事者への理解やセクシュアルマイノリティへの理解がどのようにして深められていくのだろうかという部分に期待していたのだが、実際の内容としてはそこから発展した内容（家族のあり方や人権についての学習）となっていた。もちろん、それは今回の事例が当事者による講演会という生徒たちの経験を背景に、いわば補充的に授業が展開されたという側面を鑑みればやむを得ない部分ではあろうが、当事者事例が冒頭の導入部のみの扱いとなっていたのはやはりもったいないように感じる。

第二は、授業者が依拠した文献資料が、同性愛の立場から書かれているものであったために、そちらの色のほうが濃くなってしまったのではないかという点である²⁸。

家族法についてみていく場面で扱われている法律は、同性婚の議論によく登場するものであり、あくまでも性同一性障害をテーマとして法的なことを扱うならば、性同一性障害特例法の教材化も考えられるのではないだろうか。たとえばこの法律には性別変更の条件に「子なし規定」が設けられている。これは性同一性障害の当事者に子どもがいる場合、すでに父親あるいは母親という立場にあるにもかかわらず性別の変更を認めてしまうと、これまで父親であった人間が「母親」となったりこれまで母親であった人間が「父親」となったりする事態が起こりうる。これでは子どもが混乱するだろうと考え、このような条件が設けられたとされている²⁹。しかし個々の家庭をしてみると、そのような心配などしなくても子どもが親の境遇をきちんと受け入れられているという実例もあるという。以前までは、父親（母親）と呼んでいたのだが、現在では新しい「母親（父親）」として認識しており、家庭生活を営んでいく上で何の問題もない。肝心の子どもはしっかりと状況を認識し理解してくれているのに、なぜその子どもの存在を根拠に性別変更が拒否されなければならないのか。そう訴えている性同一性障害の当事者もいるのである。このような性同一

²⁸ 具体的な文献資料の出典等については、再度資料7を参照していただきたい。

²⁹ 性別変更に必要な条件については、脚注16を参照。この他にも「子なし規定」には、家庭のなかに母親が二人あるいは父親が二人というような、同性婚の状態を認可してしまう場合を想定し、「一般家庭の秩序維持」を目的として設定されたという背景も考えられる。

第3章 セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチ

性障害の当事者が抱える家族問題を扱いながら授業を進めていった場合でも、十分に家族論には結びつくだろう。

第三は、第二の点をうけていえることでもあるのだが、セクシュアルマイノリティの扱い方についての留意である。

同性愛も性同一性障害も、確かにセクシュアルマイノリティの範疇ではあるが、本事例のように同一に用いてしまうと若干論点がぶれてしまうような気がする。もし、包含的に扱うのであれば、どのような存在をセクシュアルマイノリティとして定義するのかなど、もっと体系的にその位置づけなどを学習して、それぞれの抱える問題点を整理しておく必要があるだろう。同性愛者にとっては性的指向性の問題が、性同一性障害の当事者にとっては性別違和（性の同一性）の問題が第一義的なものであると考えられるように、おそらくそれぞれの問題点は、微妙に異なっているはずである。そういった認識の枠組みともなるべき理解が生徒のなかに完成されていないと、単に混乱してしまうだけなのではないだろうか。特に「同性愛と性同一性障害の区別がつかない」とか「同性愛の延長が性同一性障害である³⁰」などという認識を生徒に抱かせてしまうようなことは、誤解を生む可能性があり避けなければならないだろう。

第四は、授業者の自評にも示されていたようだが、時間が足りなかったのではないかという指摘である。

やはり、もっと生徒に考えさせる時間（活動の場面）を保障したいと感じた。もちろん、自力解決から集団解決に結びつけるというようなかたちで、展開部に話し合いの時間が設けられているのは評価できるだろうが、個人的には結びの場面でも時間が欲しい。生徒がそれぞれにどのような考えを抱いたのか意見を聞き、それを全体に還元する必要があったのではないだろうか。本時のポイントを教員が強調するだけでは、展開部での活動の意義が薄れてしまうだろうし、受け身的なまとめになってしまうことも考えられる。授業全体の評価にも結びつく重要なところでもあり考えられるので、十分に時間を確保して進めたい。

以上が、高田実践について「批判的に検討する」という立場から考えた際に挙げられる箇所である。

評価できる点についても再考の余地がある点についても、筆者の個人的な教育観と現場を知らない理想主義から指摘した単なる私見に過ぎないことは断っておきたい。しかし、筆者もセクシュアルマイノリティを教材とした授業やジェンダーとセクシュアリティの概念検討などを試みる授業を実践してみたいと考えている者の一員である。そのような立場から、今回自分なりの考えと認識に基づいてこのような検討を行う機会を持てたことは、大きな収穫であった。

高田（2004）は、自身の論考の最後に次のような指摘をしている。それは、教員がセクシュアルマイノリティの話題に対処する際のコミュニケーション方法には、二つの場合が

³⁰ 「同性愛の延長が性同一性障害である」という認識は「セクシュアリティがジェンダーを規定する」というパターンで性同一性障害の実態を認識することにもつながってしまう。

あるという指摘である。一つ目は、本稿でも先に記したが、教員自身が直接的にセクシュアルマイノリティの存在を揶揄するような場合であり、二つ目はセクシュアルマイノリティに関する話題にふれることを回避しようとする場合である。後者は、たとえば生徒がセクシュアルマイノリティを揶揄するような言動を行った際に、教員が特に働きかけをせず「黙認する」という場面などが想定される。前者はもちろんのこと後者のような教員の対応からも、生徒は「セクシュアルマイノリティは揶揄したり排除したりしても良い存在である」というメッセージを受け取り内面化してしまう可能性があるというのである。

今回の高田実践や筆者が試みようとしている教育実践は、これに変わる第三のコミュニケーション方法として位置づけられるだろう。すなわち、「セクシュアルマイノリティを教材とした教育実践を通じて、揶揄や排除の対象ではなく理解し尊重し合える存在としての新たな関係づくり」という方法である。セクシュアルマイノリティをめぐる教育現場での扱われ方の実情を十分に把握し、この第三のコミュニケーション方法の在り方を更に模索していく必要があると考える。それこそが現職教員の、あるいは将来的に教員になろうとする者の重要な職務の一つといえるのかもしれない。

本章のまとめとして、ジェンダー・セクシュアリティ関係論を学校教育のカリキュラムのなかで実践するために早急に求められるであろう要素をまとめておく。

第一に、ジェンダー概念と男女共同参画問題とを分離し、ジェンダーという概念自体を更に意識できるようにすること。第二に、現在教育現場で起こっている「ジェンダー・フリー」をめぐる混乱の收拾を図ること。第三に、セクシュアリティ概念に関する扱いをもっと明確にすること。そして第四に、性の多様性を認める社会の重要性の強調とそれを導くための教育を実践していくことである。

第4章 まとめ—結論として

4.1. 性同一性障害の事例から明らかになったこと

本稿がめざしていたものは大きく三点であった。

第一は、性同一性障害の事例に迫り当事者の意識や性に対する認識などについて明らかにするという事例研究・実態調査的な側面である。

第二は、性同一性障害の事例から、ジェンダーとセクシュアリティの関係性について考察を施すという研究の主眼である。

そして第三は、セクシュアルマイノリティに対する教育的アプローチの可能性を模索するという付録的・補論的な試みである。

第一については、セックス／ジェンダー／セクシュアリティという三つの観点に区切ってそれぞれをみていくことによって、かなり実態に近づくことができたと考えている。セックスについては、今回の当事者がトランス“セクシュアル”であったことから、肉体的違和がかなり浸透しており当事者の葛藤の中枢を占めていたこと、性別二元論の効果的社会化により自らの性の位置づけを「男か女か」という二者択一式にしか捉えられないことなどが明らかとなった。また、ジェンダーについては「他者が当事者に向ける性別認識についてのまなざし」という側面があることから、自らの意思とは関係なしにジェンダーが決定されることによって強い葛藤が生じる。しかし、性同一性障害の当事者の場合は性自認に基づくジェンダーの内面化が必要な場合もあり、そういったジェンダーのダブルバインド性のもとで生活している実態もわかった。また、これはセクシュアリティの観点にも関係してくることであるが、ジェンダーと異性愛規範が結びつくことによって他者との関係が自らの意図するものとは異なるものとして構築される場合もみられた。友人同士の関係が恋人同士の関係に誤解されるような場合である。その他にもセクシュアリティについては、自らの性的指向をめぐる葛藤があり性的な経験をしていくなかでその位置づけが明確なものになっていく場合もあることが明らかとなった。

また今回の事例研究には、社会学のアプローチを試みる対象として性同一性障害を位置づけることが可能かどうかを模索するという意味合いもあったが、当事者たちにはジェンダーの領域での葛藤も、セクシュアリティの領域での葛藤も、そしてジェンダーとセクシュアリティの狭間での葛藤も存在していることが明らかになった。このような話題性豊富な存在として位置づけられる以上、対象化の意義と可能性は大きいのではないだろうか。本来であれば、性同一性障害を一つの事例としてみた場合にどう評価するのかというよう

明言は避けるべきなのかもしれないが、まだまだ未開拓な領域の一つには変わらないと思うので、今後の社会学からのアプローチに期待したい。

第二については、性同一性障害の当事者が性自認と同じ性にあたる者との人間関係を「同性愛」に結びつけて言説化することに着目して考察した結果、たとえ自らのセクシュアリティの在り方が犠牲になったとしても、ジェンダー認識を重んじるためにそういった現象がおこるのではないかという結論にたどりついた。すなわち、ジェンダーの呪縛によって当事者のセクシュアリティが拘束されるという構図が、この性同一性障害の事例からも明らかになったわけである。

これは、次のようにもまとめられる。一般的な議論では、たとえばジェンダーにかかわる問題を語るような場合は、精神的な現象と結びつけた形でその問題を認識する場合が多い。また、セクシュアリティにかかわる問題を語るような場合は、肉体的な現象と結びつけた形でその問題を認識する場合が多い。今回はジェンダーとセクシュアリティという両者の関係性についての議論であったが、結果的にジェンダー認識にかかわる問題がセクシュアリティを経由する形で肉体的な現象と結びつくこととなった。当初はこれについて、セクシュアリティによって規定された肉体的現象の印象が人々に根強く残されているためにみられる現象ではないかと考え、セクシュアリティの支配性・拘束性のみを問題としていた。しかし、結局はセクシュアリティよりもジェンダーによって問題の構造が支配・拘束されているということが明らかになった（図 11 参照）。

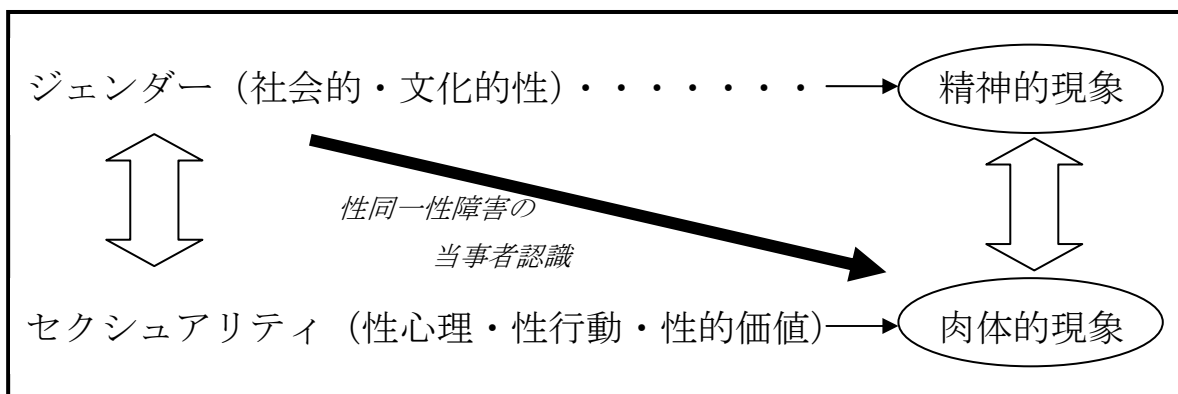


図 11 ジェンダーとセクシュアリティにかかわる議論の語られ方と認識の構造

第三については、社会的な実践としていけば臨床的に本稿の研究成果をいかすことができないかと考え教育論を展開した。社会学を学ぶという土台がないなかで授業を組み立てるという非常に厳しい現状も認められたが、それを克服していくための方策として提言できることもあった。現在のジェンダー概念の扱われ方については、ジェンダーと男女共同参画問題との分離をはかり、概念自体を扱えるようにすることが求められる。また、「ジェンダー・フリー」という用語をめぐる混乱している事態の收拾を図ることも必要であろう。セクシュアリティ概念についてはその扱いをもっと明確にし、身近なものとして個人

のセクシュアリティを認識できるようにしていくことが重要である。その前提となるのは、互いのセクシュアリティの在り方を認め合うという姿勢であり、性の多様性を認める社会の実現とそれを導くための教育を実践していく必要がある。具体的な実践事例の検討も行ったが、結局は私見の域を出ない浅はかな指摘に終始してしまった。これらの結論を自らの教育実践にいかしていく際には、独善的な考えに陥らずもっと多くの実践事例を検討していく必要があると考える。

4.2. 性の多様性を認める社会

現在、わが国においては「男女共同参画社会の実現」が目指されている。この男女共同参画とジェンダーの問題とを結びつけて考える論理は、一般的にも定着化しつつある。たとえば「男は男らしく、女は女らしくというジェンダー規範によって個人の可能性が十分に発揮できない場合がある。性別によって人の能力が判断されたり、個性までもが規定されてしまう社会は暮らしにくい。だからこそ男女が互いにそれぞれの性を尊重しあって共同参画の社会をつくりあげていかなければならない」というような論理である。

しかし、この論理はここで終わってしまってもよいのだろうか。というよりも、終わることができるのだろうか。筆者には、この論理が途中で切り上げられた状態の中途半端なものに思えて仕方がない。それは、ジェンダーとセクシュアリティの関係から、ジェンダーが個人のセクシュアリティの領域にまで触手をのばし、その在り方を規定する場合があるということについての議論が残されていると考えるからである。ジェンダーの呪縛がいかに強大なものであるかは本稿が明らかにしてきたことの一つでもあるが、現状においてそこまでふみこんだ議論がなされていないのは、セクシュアリティに関する問題意識が未だ顕在化していないためであろう。また、男女共同参画社会の構築に関しては、性別二元論から離れられないこと、ジェンダー概念の用いられ方が終焉的であること³¹、女性学的なアプローチが強く男性学的なアプローチが弱いことなどの問題点も指摘できる。

そこで、筆者が提言したいのは「性の多様性を認める社会」の実現である。これは、教育論のまとめの部分でも用いたが、主に最近セクシュアルマイノリティの当事者などから提起されている概念である³²。性別多元論の立場から、個人のセクシュアリティの在り方によって人間を差別しない社会を目指すという理念が掲げられている。まさに、セクシュアルマイノリティが生きにくさを感じている現代社会において、当事者たちの現状を変革するための概念であるということができよう。

だが、実は「性の多様性を認める社会」についても問題点があると感じている。それは、主張が唐突的で非当事者への受け入れられ方が効果的ではないということや、受け入れら

³¹ 現行における男女共同参画社会の理念が仮に達成された場合、ジェンダー概念はその後の行き場を失ってしまう。このような概念の存在自体を終焉に向かわせる用いられ方をここでは「終焉的」と呼んでいる。

³² たとえば、セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編（2003）『セクシュアルマイノリティ』明石書店の「おわりに」においては、「多様な性が認められる社会」と題してそのような社会づくりに向けての視点や提言が述べられている。

れたとしても当事者のコミュニティのみが隔離され非当事者との共生は望めないのではないかという危惧である。つまり、当事者の視点が若干強すぎるという印象が拭えないのである。

そこで筆者が提言する「性の多様性を認める社会」では、セクシュアリティの多様性だけを理念として掲げるのではなく、ジェンダーレベルの問題も包含する。そしてその上に、セクシュアリティの問題を打ち立て「性の完全解放」をめざそうとする。この主張の利点は人間すべてが当事者であるということである。セクシュアルマイノリティの当事者だけではなく、非当事者も「性の多様性を認める社会」の前においては当事者となる。すなわち、自分が男であるということ／女であるということ／同性愛者であるということ／異性愛者であるということ／性同一障害を抱える当事者であるということ／性転換を経験しているということ／インターセックスであるということ／など、それぞれの抱えている性的なカテゴライズによって、不当に差別されたり、心理的な圧迫や葛藤を感じたり、必要以上に性規範を内面化したりすることのないように個人の「協同」によって社会を構築していくということを理想とする。

もちろん、ジェンダーの問題がセクシュアリティの問題と独立のものであるという考えは尊重されるべきである。ゆえに男女共同参画社会の問題も性の多様性を認める社会の問題とは切り離して議論する必要があるという考えも納得できる。しかし、これらを独立の事象として把握しようとする、男女共同参画社会においてはジェンダーとセクシュアリティとの関連性が議論されないまま理念の達成が図られるであろうし、性の多様性を認める社会においては当事者と非当事者の対立関係をつくりだしてしまうことが予想される。結局は、何かしらの問題をはらむことにつながってしまうのである。

これまで、本稿においてはジェンダーとセクシュアリティの関係性を問題としてきた。社会全体として目指していくべき方向性についての議論も両者の関係性を考慮しながら一つひとつも解いていくということが求められているのではないだろうか。

いずれにせよ、その具体的な方策や方向性、我々が求めるべき社会の理想像などに関しては、また改めて議論の場を設定する必要がある。

終章 おわりに—全体のまとめと今後の課題・展望

「ジェンダーの呪縛」という題目は、本稿におけるありとあらゆる箇所にその縛りを感じたことに由来している。

その代表的なものは、当事者意識であろう。虎井の意識には、性別二元論を前提としている箇所が多々あった。また、分析の箇所では直接に扱わなかったが、虎井自身がジェンダーバイアスに縛られていると感じられるような言説やもののみかたも存在した。結果的には、当事者が他者によってジェンダーの規定を受けるのと同時に、当事者もジェンダーで他者を規定していたのである。互いが互いをジェンダーで意味づけるというのは、人間の相互行為の一種ではあるが、性同一性障害の当事者であるということ、そういったジェンダーの問題などには敏感に反応するのではないかと考えていた筆者にとって、それはまさに「ジェンダーの呪縛」によるものだったのである。

そして、筆者自身もその呪縛に取り巻かれながら本稿を執筆し、現在も取り巻かれながら生活している。

(これ以降は私的な文章としての側面があるので、一人称を使わせていただく.)

なぜ、ジェンダーについての研究をしようと思ったのか。それは私自身がジェンダーの呪縛にとらわれていたからに他ならない。

私の性自認は「男性」であるが、私は自分のことを「男らしい男」であるとは思っていない。また、「男らしい男」でなければならないという意識も持っていない。

しかし、これまでの自分の生活史や行為・言動など、ありとあらゆることをふりかえってみた時、いかに自分がジェンダーにとらわれていたかということを思い知らされた。そしてその気持ちは「このジェンダーの呪縛から逃れたい」という強い願いに変わっていった。このような経緯があって社会学を専攻し本稿を執筆する機会をいただいたのだが、結果的にジェンダーの呪縛からは逃れることができなかった。

もちろん、それを第一義にしてここまでやってきたわけではないし、本研究を通して全く得るものがなかったというわけではない。しかし、個人的な経験として呪縛の強さを実感した今、ジェンダーとセクシュアリティの関係性の考察だの性の多様性を認める社会だと論じてみたところで、自分のもとに残るのは空虚感だけである。

いくら論じても論じきれない、いくら訴えても果てがない、深みにはまればはまるほどわからなくなるというこの感覚さえも「ジェンダーの呪縛」なのであろうか。あるいは、そういった呪縛から逃れたいという思いを抱いてしまったこと自体も、ジェンダー概念に縛られている証拠なのかもしれない。

(これより以降は学術論文の体裁に戻る.)

今後の研究課題として二点挙げておく。

第一に、本稿は性同一性障害といういわば新たなる対象を扱い、ジェンダーとセクシュアリティの関係性の考察を行ったものであるが、当事者の実態に迫るという観点から、依拠した資料が当事者一名の手記のみであった。他の事例などにもあたっていくなかで、性同一性障害の当事者にみられるある程度の傾向として一般化を証明できれば、今回の考察の意義が深まると考えられる。すなわち量的分析の実施である。

第二に、本稿においては「ジェンダーがセクシュアリティを規定する」という構図が明らかになり先行研究を追認する形となったわけだが、逆に「セクシュアリティがジェンダーを規定する」というようなパターンの存在について考察してみる余地もあるだろう。

これらの課題は、性同一性障害への社会学的アプローチが今後進展することによって明らかになると考えられる。もちろん、それ以外の対象へのアプローチであっても「ジェンダーの呪縛」へと果敢に挑む研究の将来的展望は、無限の可能性を秘めているだろう。

この領域における今後の先行研究の蓄積に期待する。

謝辞

私に社会学およびジェンダー論との出会いを与えて下さり、本稿執筆の御指導をいただきました金井雅之先生に心より感謝申し上げます。

また、本稿の執筆にあたっては多くの方々からの御助言をいただきました。この場にてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

文献

- 青野篤子・森永康子・土肥伊都子, 1999, 『ジェンダーの心理学—「男女の思い込み」を科学する』ミネルヴァ書房.
- 朝日新聞社, 2002, 『AERA Mook ジェンダーがわかる.』朝日新聞社.
- 東清和・小倉千加子編, 2000, 『ジェンダーの心理学』早稲田大学出版部.
- 分校淑子, 1997, 『自分探し—セクシュアリティをみつめて』の授業展開『高校教育研究』金沢大学教育学部附属高校内高校教育研究会, 49: 89-106.
- 江原由美子・山田昌弘, 2003, 『改訂新版 ジェンダーの社会学』放送大学教育振興会.
- 後藤範章, 1998, 「セックス・ジェンダー・セクシュアリティをめぐる知の饗宴」『学叢』62: 59-67.
- 橋爪大三郎, 1995, 『性愛論』岩波書店.
- ホーン川嶋瑤子, 1999, 「言説, 力, セクシュアリティ, 主体の構築」『ジェンダー研究: お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報 第2号 (通巻19号)』3-23.
- 石原明・大島俊之, 2001, 『性同一性障害と法律—論説・資料・Q&A』晃洋書房.
- 石川大我, 2002, 『ボクの彼氏はどこにいる?』講談社.
- 伊藤公雄・樹村みのり・國信潤子, 2002, 『女性学・男性学—ジェンダー論入門』有斐閣.
- 伊藤悟・虎井まさ衛, 2002, 『多様な「性」がわかる本—性同一性障害・ゲイ・レズビアン』高文研.
- イヴ・K・セジウィック／竹村和子＋大橋洋一訳, 2000, 「クィア理論をとおして考える」『現代思想』28(14): 30-42.
- ジュディス・バトラー／高橋愛訳, 2000, 『ジェンダー・トラブル』序文 (1999) 『現代思想』28(14): 66-83.
- 鐘ヶ江晴彦, 1997, 『性差 (シリーズ[性を問う]2)』専修大学出版会.
- 菅野覚明・山田忠彰 (ほか5名), 2004, 『文部科学省検定済教科書 高等学校新倫理』清水書院.
- 加藤秀一, 1998, 『性現象論—差異とセクシュアリティの社会学』勁草書房.
- 河口和也, 1999, 「セクシュアリティの『応用問題』」『現代思想』27(1): 210-215.
- 川原ゆかり, 1998, 「〈研究ノート〉若者文化とセクシュアリティ—カルチュラルスタディーズをめぐる」『ジェンダー研究: お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報 第1号 (通巻18号)』113-120.
- 風間孝, 2002, 「カミングアウトのポリティクス」『社会学評論』53(3):348-364.

- 菊地夏野，2002，「フェミニズムの逆襲—ジェンダーとセクシュアリティの関係」『京都社会学年報』10: 101-118.
- 木本喜美子，1999，「総論ジェンダー研究の現段階」鎌田とし子・矢澤澄子・木本喜美子編『講座社会学 第14巻 ジェンダー』東京大学出版会，1-9.
- 木村涼子，1999，『学校文化とジェンダー』勁草書房.
- 今野洋子，2000，「性のマイノリティの理解をめざした教育—性同一性障害の理解を題材として」『北海道女子短期大学部研究紀要』38: 151-166.
- 桑山紀彦編，1997，『ジェンダーと多文化—マイノリティを生きるものたち』明石書店.
- 宮崎留美子，2000，『私はトランスジェンダー—二つの性の狭間で… ある現役高校教師の生き方』ねおらいふ.
- 文部省告示，1999，『高等学校学習指導要領（平成11年3月）』.
- 文部科学省，2002，『高等学校学習指導要領解説 公民編』実教出版.
- 内閣府，2004，「男女共同参画局ホームページ」（<http://www.gender.go.jp/>，2005.02.18）.
- 中尾香，2003，「甘える男性像—戦後『婦人公論』にあらわれた男性像」『社会学評論』54(1):64-81.
- 日本精神神経学会「性同一性障害に関する特別委員会」，1997，『性同一性障害に関する答申と提言』.
- 日本精神神経学会「性同一性障害に関する第二次特別委員会」，2002，『性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第2版）』.
- 二谷貞夫（ほか10名） ，2004，『文部科学省検定済教科書 高校現代社会—現代を考える』一橋出版.
- 大沢真理，1996，「女性政策をどうとらえるか」『お茶の水女子大学女性文化研究センター年報 第9・10号（通巻16・17号）』41-56.
- ，2002，『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法：改訂版』ぎょうせい.
- ，2002，『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会.
- 埼玉医科大学倫理委員会，1996，『「性転換治療の臨床的研究」に関する審議経過と答申』.
- 斉藤光，1996，「セクシュアリティ研究の現状と課題」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編，『岩波講座 現代社会学 10：セクシュアリティの社会学』岩波書店，223-249.
- 瀬地山角，1995，「ジェンダー研究の現状と課題」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編，『岩波講座 現代社会学 11：ジェンダーの社会学』岩波書店，227-243.
- セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク，2003，『セクシュアルマイノリティ—同性愛，性同一性障害，インターセックスの当事者が語る人間の多様な性』明石書店.
- 慎改康之，2003，「セクシュアリティと欲望の真理—フーコーと性解放運動」『現代思想』31(16): 120-128.
- 相馬佐江子編，2004，『性同一性障害 30人のカミングアウト』双葉社.

文献

- 杉浦郁子, 2001, 「『性の自己認知 gender identity』の社会的構築—『性同一性障害』をめぐる医学的言説において」『紀要』中央大学文学部, 11 (社会学科): 89-111.
- , 2002, 「『性』の構築—『性同一性障害』医療化の行方」『ソシオロジ』46(3): 73-90.
- 住吉雅美, 2004, 「アナルコセクシュアリズムをめざして」日本法哲学会『ジェンダー, セクシュアリティと法: 法哲学年報 (2003)』有斐閣, 109-120.
- 館かおる, 1996, 「女性学とジェンダー」『お茶の水女子大学女性文化研究センター年報 第9・10号 (通巻16・17号)』87-106.
- 館かおる, 1998, 「ジェンダー概念の検討」『ジェンダー研究: お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報 第1号 (通巻18号)』81-95.
- 多賀太, 1998, 「ジェンダー形成における多様性と主体性」『九州大学教育学部紀要 (教育学部門)』43: 129-142.
- , 2000, 「ジェンダーと常識—変化と多様性の視点から」『教育と医学』48: 19-25.
- 多賀太・春日清孝・池田隆英・藤田由美子・氏原陽子, 2000, 「『ジェンダーと教育』研究における〈方法意識〉の検討」『久留米大学文学部紀要人間科学科編』(16): 41-80.
- 高田恭一, 2004, 「性同一性障害について—安藤大将さんの講演会と現代社会の授業をとおして」『教職教育研究』関西学院大学教職教育研究センター, (9): 59-65.
- 竹村和子, 2003, 「なぜ“ポスト”フェミニズムなのか?」竹村和子編, 『思想読本 10: “ポスト”フェミニズム』作品社, 1-4.
- , 2004, 「ブックガイド『ジェンダー・トラブル』ジュディス・バトラー」『現代思想』32(11): 242-245.
- 玉井眞理子, 2002, 「ジェンダーフリー教育—複合差別の視点から」『解放教育』明治図書, 1: 55-65.
- 田邊裕 (ほか37名), 2004, 『文部科学省検定済教科書 新しい社会 公民』東京書籍.
- 虎井まさ衛・宇佐美恵子, 1997, 『ある性転換者の記録』青弓社.
- 虎井まさ衛, 2001, 『ある性転換者の幸福論』十月社.
- 利谷信義, 1998, 「日本における女性政策の発展」『ジェンダー研究: お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報 第1号 (通巻18号)』67-80.
- 上野千鶴子・鶴見俊輔・中井久夫・中村達也・宮田登・山田太一編, 1991, 『シリーズ「変貌する家族・2」セクシュアリティと家族』岩波書店.
- 上野千鶴子, 1995, 「差異の政治学」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編, 『岩波講座 現代社会学 11: ジェンダーの社会学』岩波書店, 1-26.
- , 1996, 「セクシュアリティの社会学・序説」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編, 『岩波講座 現代社会学 10: セクシュアリティの社会学』岩波書店, 1-24.
- , 1997, 「セックス/ジェンダー/セクシュアリティの三位一体神学の解体のあとで」『現代思想』25(6): 88-93.